

## 総務文教委員会記録

### ○開催日時

令和5年6月28日 午前9時57分～午後4時15分

### ○開催場所

第3委員会室

### ○出席委員（8人）

委員長 坂口 健太  
副委員長 山中 真由美  
委員 大田黒 博  
委員 福田 俊一郎

委員 新原 春二  
委員 徳永 武次  
委員 森満 晃  
委員 溝上 一樹

### ○その他の議員（3人）

議員 井上 勝博  
議員 帯田 裕達

議員 犬井 美香

### ○説明のための出席者

教 育 長 藤 田 芳 昭  
未 来 政 策 部 長 古 川 英 利  
未 来 政 策 部 次 長 祁答院 欣 尚  
未 来 政 策 部 次 長 堂 元 光 信  
秘 書 広 報 課 長 川 床 和 代  
企 画 政 策 課 長 下 門 隆 嗣  
コ ミ ュ ニ テ ィ 課 長 田 中 英 人  
市 民 活 動 担 当 主 幹 鶴 田 教 子  
ひ と み ら い 政 策 担 当 課 長 松 田 明 美

行 政 管 理 部 長 田 代 健 一  
ス マ ー ト デ ジ タ ル 監 喜 山 雄 介  
総 務 課 長 黒 木 諭  
財 政 課 長 大 濱 浩 一  
契 約 検 査 室 長 諏訪原 智 子  
財 産 マ ネ ジ メ ン ト 課 長 下 薗 伸 一  
行 政 経 営 課 長 福 元 昭 宏  
ス マ ー ト デ ジ タ ル 戦 略 室 長 福 山 勝 広

会 計 課 長 西 元 哲 郎

教 育 総 務 課 長 坂 上 克 久  
学 校 教 育 課 長 中 津 朋 広  
再 編 担 当 課 長 有 村 慎 吾  
課 長 代 理 菊 池 克 彦  
社 会 教 育 課 長 坂 下 克 博  
少 年 自 然 の 家 所 長 児 玉 学  
中 央 図 書 館 長 寺 田 和 一  
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 上 野 卓 也

監 査 事 務 局 長 尾 曲 秀 樹  
公 平 委 員 会 事 務 局 長

議 会 事 務 局 長 田 代 健 一  
議 事 調 査 課 長 久 米 道 秋

### ○事務局職員

議 会 事 務 局 長 田 代 健 一  
議 事 調 査 課 長 久 米 道 秋

課 長 代 理 兼 議 事 グ ル ー プ 長 上 川 雄 之  
議 事 グ ル ー プ 員 今 吉 聖 人

○審査事件等

| 付 託 事 件 名                                                                                                             | 所 管 課                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 議案第 7 5 号 令和 5 年度薩摩川内市一般会計補正予算<br>陳情第 2 号 「学校における新しい生活様式を実現するための教職員定数の改善と、義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書」の提出を求める陳情<br>(所管事務調査) | 教 育 総 務 課<br>学 校 教 育 課                      |
| 議案第 7 5 号 令和 5 年度薩摩川内市一般会計補正予算<br>(所管事務調査)                                                                            | 社 会 教 育 課<br>( 中 央 公 民 館 )<br>中 央 図 書 館     |
| (所管事務調査)                                                                                                              | 少 年 自 然 の 家                                 |
| (所管事務調査)                                                                                                              | 総 務 課                                       |
| 議案第 7 5 号 令和 5 年度薩摩川内市一般会計補正予算<br>(所管事務調査)                                                                            | 財 政 課                                       |
| (所管事務調査)                                                                                                              | 契 約 検 査 室<br>財 産 マ ネ ジ メ ン ト 課<br>行 政 経 営 課 |
| 議案第 7 5 号 令和 5 年度薩摩川内市一般会計補正予算<br>(所管事務調査)                                                                            | ス マ ー ト デ ジ タ ル 戦 略 室                       |
| (所管事務調査)                                                                                                              | 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局                         |
| (所管事務調査)                                                                                                              | 会 計 課                                       |
| (所管事務調査)                                                                                                              | 監 査 事 務 局<br>公 平 委 員 会 事 務 局                |
| (所管事務調査)                                                                                                              | 秘 書 広 報 課                                   |
| 議案第 7 5 号 令和 5 年度薩摩川内市一般会計補正予算<br>議案第 7 8 号 令和 5 年度薩摩川内市一般会計補正予算<br>(所管事務調査)                                          | 企 画 政 策 課                                   |
| 議案第 7 5 号 令和 5 年度薩摩川内市一般会計補正予算<br>(所管事務調査)                                                                            | コ ミ ュ ニ テ ィ 課                               |
| (所管事務調査)                                                                                                              | 議 事 調 査 課                                   |

△開 会

○委員長（坂口健太）ただいまから総務分教委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口健太）御異議なしと認めます。よって、お手元の審査日程により審査を進めます。

△教育総務課及び学校教育課の審査

○委員長（坂口健太）それでは、教育総務課及び学校教育課の審査に入ります。

△議案第75号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（坂口健太）まず、議案第75号令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（坂上克久）第5回補正予算の教育総務課分について説明いたします。

まず、歳出予算について説明いたします。

第5回補正予算書37ページをお開きください。

10款2項1目小学校管理費の増額は寄附金の受入れに伴いまして、図書や大型提示装置等の備品購入費を計上するものでございます。

同ページ10款2項3目小学校建設費は、樋脇と入来の給食センター統合に伴います樋脇小学校への給食コンテナ室設置に係る設計委託料等、工事請負費及び特別教室への空調設置に伴う増額分でございます。

なお、空調の設置につきましては、可愛小学校と平佐西小学校を考えております。38ページをお開きください。

10款3項3目中学校建設費の増額は、特別教室への空調設置に伴います増額でございます。

空調の設置につきましては、川内北中学校と川内中央中学校を考えております。

41ページをお開きください。

10款6項3目給食センター費は、学校給食の食材高騰への対応として、学校給食食材高騰対策補助金及び同補助金に係るシステム改修経費を計上するとともに、樋脇及び入来給食センター統合に伴います栄養管理システムの改修経費や、川内

学校給食センターの洗浄室排水配管取り替えに係る経費を計上するほか、里及び下甕学校給食センターの備品更新の財源といたしまして、交付決定のありました県補助金の計上に伴う財源調整をしたところでございます。

ここで、学校給食食材高騰対策補助金につきまして、資料に基づき説明いたしたいと思っておりますので、総務文教委員会資料の2ページをお開きください。

まず1の目的でございますが、物価高騰する学校給食の食材調達におきまして、本年度改定いたしました給食費の差額分を支援し、保護者等の負担軽減及び学校給食の円滑な運営を図るとしております。

2の事業概要でございますが、交付先としては、川内学校給食センターをはじめとした5学校給食センターであり、補助金額としては、中段の表のとおり、総額4,884万8,000円としております。

これまでに徴収いたしました給食費につきましては、本補助金制度を4月に遡って適用することにしておりますことから、4月以降、改定額で徴収しております給食費につきましても、年度末までに実食数で計算し、精算することとしております。

次に、歳入予算について説明いたしますので、第5回補正予算書の15ページをお開きください。

16款2項8目教育費補助金1節小学校費補助金及び2節中学校費補助金は、学校施設環境改善交付金の増額であり、いずれも空調設備設置に係るものでございます。

16ページをお開きください。17款2項8目教育費補助金のうち、本課分につきましては、次の17ページをお開きください。

同款同項同目5節保健体育費補助金でございます。これは、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金であり、里及び下甕学校給食センターの備品更新に活用することとし、交付決定に伴い計上するものでございます。18ページをお開きください。

19款1項8目教育費寄附金のうち、小学校寄附金は1企業様から御寄附いただいたことから計上するものでございます。

○学校教育課長（中津朋広）まず、歳出につ

いて、第5回補正予算書の36ページをお開きください。

10款1項3目教育振興費は、説明欄の事項教育指導費において、祁答院地域の小学校再編に伴い、再編先となる大裏小学校の施設や設備の整備費用を計上するものです。

ここで、祁答院地域小学校再編に伴う施設等の改修について説明いたしますので、総務文教委員会資料の3ページをお開きください。

本事業は、祁答院地域の4小学校を1校に統合し、現在の大裏小学校の施設を活用して、令和6年4月1日に（仮称）祁答院小学校を開校する予定であり、統合先となる大裏小学校の施設や設備の改修を実施することとしております。

事業概要は、設計業務委託として校舎の外壁改修やトイレ改修、給食コンテナ室増築に係る設計を委託する予定であります。また、施設等改修工事として、体育館の動線確保、給食コンテナ室増築、手洗い場及び蛇口の増設等の工事を行う予定であります。

今回の改修につきましては、祁答院地域小学校再編協議会委員等により、大裏小学校の施設の視察を行い、意見・要望を頂き検討したものです。また、肢体不自由の児童への対応や、統合による児童数の増加への対応等を考慮し、施設等の改修を行うこととしております。

今後の予定としましては、令和5年9月補正におきまして、体育館の補修設計や舞台幕の補修工事等を計画しており、令和6年度以降に校舎の外壁塗装、体育館の補修工事等を計画しているところです。改修工事等につきましては、児童の学習活動に影響の少ない夏休み等に施工するよう努めていきたいと考えております。

補正予算書にお戻りいただき、36ページをお開きください。

同じく、10款1項3目教育振興費の事項教育育成費では、医療的ケアが必要な児童の教育の充実を図るため、学校に看護師を配置する委託料を計上するものです。

事項、漁村留学制度事業費では、ウミネコ留学制度事業の留学生が当初計画の上限13人から6人に定まったことから、実施委員会への委託料を減額するほか、翌年度の留学生募集に係る新聞広告料を計上するものです。

同ページ下段の5目学校保健費の増額は、部活動地域支援事業の補助内示に伴い予算調整するものです。

歳入について説明いたします。15ページをお開きください。

16款2項8目6節教育総務費補助金は、歳出補正で説明しました医療的ケアに要する看護師配置事業及び部活動地域移行支援事業が国の補助事業として採択見込みとなったことから、説明欄の2補助金を計上するものです。

16ページをお開きください。

17款2項8目1節教育総務費補助金の説明欄、教育業務支援員配置事業費補助金及びウミネコ留学制度事業に係る特定離島ふるさとおこし推進事業補助金は、県の補助事業の内示により計上するものです。

**○委員長（坂口健太）** ただいま当局から説明がありましたが、質疑に入ります前に傍聴の取扱いについて申し上げます。

ただいま、傍聴の申出はございませんけれども、会議の途中で傍聴の申出がある場合は、委員長において随時許可します。

それでは、議案第75号令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算に対する質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（大田黒 博）** 36ページの教育振興費の中に、学校再編、祁答院地域小学校の（仮称）祁答院小学校再編についての案件が列記してございます。設計業務委託施設等改修等を含めて、もろもろの改修が行われ、大裏小学校に4校統一されるということで、方向性とすれば皆さんよく分かっています。

ただ、再編の皮切りに小中一環の可能性を確認しておきましたけれども、2年後、3年後にあるかが問題で、施設の改修等を含めて、裏山の在り方あるいは周りの子どもたちへの危険性があるなしを含めて、改修のお願いは、皆さん感じたところが集結された結果だと思っておりますけれども、基本的な考え方は、学校の先生方のカリキュラムが緩和されることが考えられるということでした。再編に向かっている年次的な目標が方向性としてあるのでしょうか。2年後・3年後、近くに中学校があるが、どういう考え方をお持ちでしょうか。

**○学校教育課長（中津朋広）** 小中一貫校とし

て施設一体型の義務教育学級、併設型、連携型という3種類がございます。

本市は連携型ということで、平成21年度から全中学校区で連携型の小中一貫教育を実施しているところでございます。

委員から御指摘がありました裏山等についても、校庭に保安林の枝等がかぶさっているところがあり、後日、現地確認等をして、農林水産課と連携を取り伐採を進めていきたいと考えています。

その他、今回の改修工事等、計画的に改修を進めていきたいと考えています。

再編に向かつての方向性は、今の連携型で、小中一貫教育を今後も推進して、小・中学校の連携を強めていきたいと考えております。

○委員（大田黒 博）連携型をひもといていくとある程度の補修はやっていくということですよね。それでいいのでしょうか。

○学校教育課長（中津朋広）小・中の学校教育を進めていくために、大裏小自体も昭和52年開校で老朽化も進んでいるので、そちらも含めて環境整備を進めたいと思っております。

○委員（大田黒 博）分かりました。小中一環の方向性として連携型の進め方で、地域の方々、コミュニティ、各4地区を含めて説明を頂かなければならないと思います。PTAの方々を含めて、地域の方々が、大裏小に「大丈夫か、あの裏山は」とか「あそこに側溝があるが、大丈夫か」とか、いろんな注文がございます。要望等を含めて、地域の方々と連携を取っていただきながら、各学校の地域の方々、閉校跡地を含めて進めていただければありがたいと思っております。私も分かる範囲で説明をしますけれども、皆さん方が進める一番の柱として説明責任を全うしていただきたいと思っております。

○委員（森満 晃）祁答院地域の再編について。事業概要として、設計業務から含めて約2,100万円計上されていますが、こちらは教育会の委員による地域保護者の要望等を含めて開始されるとのことで、今後、予定されている令和5年度9月あるいは6年度以降と整備内容が書いてありますけれども、大体どれくらいをトータルの見込んでいらっしゃるのか。

○学校教育課長（中津朋広）今後の改修の予定でございますけれども、9月補正や、令和6年

度以降も計画している分も含めると2億円弱ぐらいになっております。

○委員（森満 晃）約2億円弱で、四つの小学校が統合してこれからやっていくわけですので、委員を含め地域から不満が出ないように対応していただきたいと思います。

○委員（福田俊一郎）関連して、この四つの小学校が一つに統合されることで、周辺の3小学校に通学された方々の通学手段、通学の対応と、施設の改修で、令和7年度を目途に35人学級で対応しなければなりません。令和6年4月1日に開校という予定が組まれており、施設整備を先に盛り込まないといけませんが、その取組もお示しいただきたい。

○課長代理（菊池克彦）黒木、上手、蘭牟田小から通学する児童はスクールバス等を計画しておりまして、スクールバスの部会で児童の乗降場所の検討をしており、スクールバスのルートも、準備を進めています。

○学校教育課長（中津朋広）35人学級のお話が出ましたが、再編をした1年目も35人を超える学級はありません。27人の学級が最高です。大裏小が、若干教室が小さめであるものですから、その学年が一番広いスペースがあるパソコン室の改修をして、教室にする計画です。

○委員（福田俊一郎）スクールバスで通われる児童・生徒はどれくらいの人数ですか。

○課長代理（菊池克彦）令和6年度の児童数で、黒木小が13人、上手小が31人、そして、蘭牟田小が28人になります。

○委員（福田俊一郎）多くても27人で手戻りがないように話をしようと思ったが、35人よりも人数が少ないということで、むしろ、統合によって若い方々が移り進んで、人数が増えていくことを期待します。

○委員（山中真由美）医療的ケア児の学校における看護師配置事業について、この看護師さんは、1日中張り付けになるのか、ケアが必要などきだけ病院から、その時間だけ来るのか、詳細を教えてください。

○学校教育課長（中津朋広）この児童は、1日2回導尿が必要です。午前中と午後に1回ずつ訪問看護ステーションから看護師が学校に来まして導尿の介助を行っています。

○委員（山中真由美）この医療的ケアに対する看護師さんの役割ですけれども、それが学校で、養護教諭や、資格を持っている方々で対応できないのでしょうか。

○学校教育課長（中津朋広）認定特定教育業務従事者の資格を取ることになるかと思いますが、この認定特定教育業務従事者に関してはできる作業が痰を吸い出し、胃ろう等に限られており、導尿は、認定特定行為教育業務従事者であっても実施できないので、看護師を配置せざるを得ないものです。

○委員（山中真由美）認定特定行為業務従事者の方の業務外とのことですけれども、制度化されてから、薩摩川内市の小中学校にこの資格を持っている方は何名ですか。

○学校教育課長（中津朋広）教職員で認定特定業務従事者の資格を持っている者が何人いるかは把握していません。

看護師が行う医療的ケアが必要な児童が初めてで、今後増えていけば、検討を進めなければならないと考えています。

○委員（山中真由美）今回は導尿で、対象とはケースが違い看護師を配置しなければいけないと思うが、今後、こういったケアが必要な児童が入ってきても、学校内で対応ができるように、制度化された資格を取るなり、先を見越して対応していただきたい。

○委員長（坂口健太）委員外議員はありませんか。

○議員（井上勝博）学校給食費で、予算を組まれて値上げ分は補助することで保護者は助かったと思います。

ただ、途中から引き下げると、後で戻さざるを得なかった経過を教えてほしいのと、来年度、同じようなことが起こり、上げることで考えていると思いますが、今回の措置ができれば助かるだろう。学校給食費を、垂水が無償化したり、鹿屋、阿久根が半額になったり、皆さん無償化の方向で頑張っています。薩摩川内市も後れを取ってはならないと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○教育総務課長（坂上克久）差額分の補助をするとなった経緯ですが、給食費の値上げ分は、令和5年第1回3月議会でも御審議いただきましたとおり、物価高騰により、現状の給食費では難

しいと御議論いただいた上で議決いただいた内容でございましたけれども、その際にも、令和5年度に財源があればと議論の中でお話しもあったかと思います。

それで、3月議会が終了した後、令和5年度におきましても、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の交付が国から発表されまして、物価高騰に対することで、給食費の値上げ分も対応が可能だという方針が示され、当初予算の中では間に合わなかった。

そういった経緯もございまして、なるべく早い差額分の補助ができればと、今回、6月補正に要求しました。

また、令和6年度の今後の方針ですが、今年の12月議会、3月議会でも話をしたかと思いますが、あくまでも財源があつて、その財源で対応したいと考えているところで、令和6年度に財源がございました場合には検討いたしたいと考えています。

○委員長（坂口健太）以上で、質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△陳情第2号 「学校における新しい生活様式を実現するための教職員定数の改善と、義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書」の提出を求める陳情

○委員長（坂口健太）次に、陳情第2号学校における新しい生活様式を実現するための教職員定数の改善と、義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書の提出を求める陳情を議題とします。

陳情文書表については、既に配布してありますので朗読は省略します。（巻末に請願・陳情文書表を添付）

それでは、当局からは本陳情について特に補足説明はないようですので、これより質疑に入ります。

御質疑願います。御質疑ございませんか。質疑はないと認めます。

それでは、本陳情の取扱いについて協議をしたいと思います。御意見ありませんか。

○委員（山中真由美）採決でいいと思います。

○委員長（坂口健太）ただいま採決の声がございまして、採決を行いたいと思います。

まずは、討論はございませんか。討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口健太）御異議なしと認めます。よって、本陳情は採択すべきものと決定しました。（16ページの発言により訂正済み）

#### △所管事務調査

○委員長（坂口健太）次に、所管事務調査を行います。当局に説明を求めます。

○学校教育課長（中津朋広）学校教育課の所管事務調査についての説明をいたします。

総務文教委員会資料の4ページをお開きください。

まず、令和5年度の薩摩川内市立幼稚園・小・中義務教育学校の園児・児童生徒数について報告いたします。

まず、幼稚園について、8幼稚園において89人の園児の在籍です。令和4年度の園児数に比べまして、里幼稚園・中津幼稚園の2幼稚園にはやや増えておりますが、かのご幼稚園が横ばい、他の幼稚園につきましては前年度の在籍数を下回っており、全体として前年度在籍数105人に対し16人の減です。

次に、小学校・義務教育学校前期課程の児童数は前年度比133人の減、中学校・義務教育学校後期課程の生徒数は31人の減で、小・中・義務教育学校全体では7,670人で、前年度比164人の減です。

なお、特別支援学級在籍の児童生徒は、小学校と義務教育学校前期課程で前年度比34人増の402人、全体の7.8%、学級数では2学級の増です。

また、中学校と義務教育学校後期課程で前年度比10人の増、131人、全体の5.2%となっており、学級数では3学級の増です。

5ページには各学校の在籍状況をお示ししてございますので御参照ください。

次に、市立幼稚園の預かり事業について報告いたします。6ページをお開きください。

本事業は、地域や保護者からの要望に応じて実

施するもので、市立幼稚園適正規模等基本方針の中にも、子育て支援の一つとして地域の実情に応じて一時預かり事業に取り組むことを盛り込みました。

具体的には、6ページ上段の表1の（2）に示してありますが、全ての幼稚園で開園日の午前7時から午前9時までと午後2時から午後6時まで、また、亀山幼稚園、東郷幼稚園、里幼稚園、かのご幼稚園は、それ以外に、夏季休業・冬季休業等の幼稚園規則で休園日としている期間も実施いたします。

7ページの中ほどには、4月から5月の利用実績人数を掲載してございますので、御確認ください。

また、8ページ、9ページには、参考までに市立幼稚園の適正規模等基本方針を掲載してございますので御参照ください。

次に、祁答院地域小学校再編について進捗状況を報告いたします。10ページをお開きください。

去る5月11日に第3回の祁答院地域小学校再編協議会が開催され、決まったことについて説明いたします。2の協議の進捗状況を御覧ください。

（1）校章につきましては、応募のあった29点から2点を選考いたしました。次回の第4回再編協議会において1点に決定する予定です。

（2）校歌につきましては、応募があったフレーズを基に元蘭牟田小学校長の沖敦氏に歌詞の原案を作成していただき、部会で検討を加えたものを第3回再編協議会に提案し、決定いたしました。

作曲は、鹿児島純心大学の遠藤武夫教授に依頼しております。

標準服につきましては、保護者のアンケート結果を踏まえ、服装・帽子・ネーム等について、10ページの中段にお示ししましたとおり、基本方針を決定したところであります。

通学方法につきましては、スクールバスを利用することになる黒木小学校・上手小学校・蘭牟田小学校のそれぞれの学校からの停留所の希望箇所の報告を受け、実地調査を行った上で、黒木小・上手小校区で2路線、蘭牟田小校区で1路線を提案いたしました。複数の委員から御意見を頂きましたので、再度、部会において検討し、再編協議会に提案いたします。

P T A組織につきましては、役員・専門部等の組織構成について決定いたしました。

施設等の改修につきましては、事務局で改修計画を作成し、第3回再編協議会において説明いたしました。予算等につきましては、先ほど補正予算で説明いたしましたとおりです。

教育課程につきましては、地域の協力を得ながら、祁答院地域の5地区について学ぶ学習の導入を検討いたします。

開校までおよそ9か月となりましたので、教育委員会としては、地域の意見を踏まえながら、引き続き計画的かつスピード感を持った対応をしてまいりたいと考えております。

続きまして、11ページをお開きください。

甕島区域の中学校再編について説明いたします。

甕島区域の中学校は、上甕中・鹿島中・海陽中が休校中で、里中・海星中の2校が開校している状況でございます。

まず、1番の里・上甕・鹿島地域中学校再編につきましては、上甕中と鹿島中は令和6年4月に里中へ統合することをもって、令和6年3月に閉校するという方針案に里・中津・鹿島、それぞれの小学校区から同意を得たことから、4月24日に今後の方針について、里・上甕・鹿島地域中学校再編協議会を開催し、開校の時期の確認、閉校に伴うスクールバスの運行の確認、閉校後の校舎の利活用について確認をいたしました。

次に、2番の下甕地域中学校再編につきましては、「海陽中は、令和6年4月に海星中へ統合することをもって、令和6年3月に閉校する。」という方針案に、手打小学校区から同意を得られておりませんので、再編について理解を求めるための説明会を開催いたしました。

これまでの意見交換会や説明会において頂いた主な意見については、記載のとおりでございますが、5月31日の説明会でも手打小学校区としての意見をまとめる状況に至らなかったため、再度、7月中旬に説明会を開催し、丁寧に理解を求めていきたいと考えております。また、本年12月には、同意された方針案に基づき、上甕中及び鹿島中の閉校に関する条例改正議案を上程する予定でございます。

○委員（溝上一樹）薩摩川内市市立幼稚園適正規模等基本方針が参考資料であり、令和7年4月、

里・中津・鹿島の幼稚園が再編を検討していると思いますが、認定こども園を再編する理由を具体的に教えてもらってよろしいですか。

○学校教育課長（中津朋広）9ページ3の（2）に「令和7年4月に里・中津、かのこ幼稚園・鹿島保育園を一つに再編し、存続させ保育所機能を併せ持つ認定こども園を具体的に検討する」ということで、決定の話ではございません。里幼稚園、中津幼稚園、かのこ幼稚園、鹿島分園につきましては、園児数が減っていることから今後このような検討をします。（後刻訂正発言あり、15ページ参照）

○委員（溝上一樹）「園児数が減るから、今はまだ検討している」というお言葉だったが、令和7年4月といえばもうすぐです。保護者、地域の説明会が必要になってくると思う。

内地と離島は一時お預かりの状況も利用状況も全然違いますし、環境も違うので別々に考えてほしいですが、今のままで一時お預かり事業の拡張も具体的に検討されてもいいのかと正直思いますが、どうですか。

○学校教育課長（中津朋広）9ページの上に適正規模方針の2の（4）（5）なのですが、園児数が減った場合には統廃合を検討していくとなっておりますので、兼ね合いを考えながら慎重に研究していきたいと考えております。

○委員（溝上一樹）ルールにのっとってやっているのは分かりますが、いろんな園の変化に対して、基本方針で具体的に検討している内容が知りたくて質問しました。子どもが減っているから施設を統廃合するという本市の考えで間違いないですか。

○学校教育課長（中津朋広）2の（4）（5）にありますとおり、園児数を下回った場合には統廃合をするとなっておりますので、その考えに基づいて検討をしますが、具体的に検討をするのはこれからになりますので、今、具体的な方針はもっていません。

○委員（溝上一樹）イが具体的に一つに再編する等記載があるので、状況によっては二つや相手一つ、これを一つにすると具体的だと思って質問しました。再編計画が進んでいるとは思いますが。

甕島地域の学校再編について、海陽と海星中学校、手打小学校からの同意が得られないというこ

とで、私も意見交換等に参加しましたが、疑問に思うところが、これは休校という形で一度再編してあって、手打小学校区の皆さんにわたっている主な意見、これを読むと「地域の声をしっかり聞いていない」「説明が不十分」というのは分かりますが、当時、再編するときの島民の考えと当局の考えが違うと思いまして当時特に手打小学校区の保護者、地域の方々にどのような再編計画を説明して再編されたのかが疑問です。

**○課長代理（菊池克彦）** 令和3年4月から海陽中が休校ですが、その以前に令和3年度から海陽中が複式学級になることが予測されたことから、当時は鹿島中、海星中、海陽中で海星中に統合しようと海陽中は休校となっております。

**○委員（溝上一樹）** 当時の再編の議論は一時的なもので、甕大橋でつながって鹿島が離れるか離れないかお話をされて、そのときリセットして再編の検討を新しい形にすると説明をされたのですか。

**○学校教育課長（中津朋広）** 当時は甕大橋が完成後、鹿島がどちらに行くかというところも含めまして共有していました。それが、鹿島が上甕の里中に行くとはっきりした後に鹿島地域が里中に行くと決議されたことから、教育委員会としては海陽中を閉校する方針を出して、その後、説明会自体がなされておらずに、地域の方々からも説明会を開催してから決めるべきという多くの意見を頂きまして、4月・5月と説明会を開催いたしまして理解を頂きたいとお願いしています。

**○委員（溝上一樹）** 手打小学校区からの同意が得られない大きな理由は当局の説明不足、再編してから時間もたっていますので、保護者も入れ替わっており、きめ細かな当局の地域に対する説明が不足していて、手打小学校の保護者の方々ももう既に海星中に行かれて子どもが慣れているので、子どもを第一に考えれば大きく変化させるのもかわいそうだという声もありました。反対しているところだけに説明しているイメージもありまして、手打小学校区と、長浜の保護者とか、当局と再編に向けてのみんなで話し合いは行われたのですか。

**○学校教育課長（中津朋広）** 令和4年9月に鹿島が里中に行くというのを受けて下甕地域の再編協議会で協議がされ、その後それぞれの校区か

ら御意見を頂き、長浜は保護者に対して同意で頂いておりましたので、その同意を頂いていない手打小学校だけに説明をして理解を求めているところでございます。

**○委員（溝上一樹）** これからも手打小学校区について保護者の方々の意見、地域の声を聞いていただいて、進むであろう幼稚園や、教育機関の再編にも関わるとしますので、全て応えられるとは思いますが、この主な意見にも「地域の説明が不足している」とあります。下甕には支所もありますし、当局の本庁勤務の職員さんが毎回毎回足を運ぶのも大変です。甕島の職員と情報交換、情報共有をしっかりと、地域の声をなるべく簡単に聞けるような、一回一回、説明会とか意見交換会とか、2か月に1回とかじゃなくて、常に意見を聞ける環境をつくっていただいて、地域の小さな声も拾っていただきたい。

**○委員（徳永武次）** 幼稚園とか保育園とか、いろんな特殊な子育ての視点の中で、新1年生になるときに各保育園、幼稚園から、入学前、個人の生活様子とか、送られています、どんなふうに活用されていますか。

**○学校教育課長（中津朋広）** 園児が小学校に入学するときには、まず連絡会のようなものを開く。年度内に、その子がまだ幼稚園の学年のうちに開きますので、新しい担任ではないですが、管理職も含めて、担当者が幼稚園の先生方と直接対面でその子について情報交換をして、場合によっては実際に小学校の先生が園に出向いて、その子の園での様子を見て、どういう支援をしたらいいとか、情報交換をしております。

**○委員（徳永武次）** 1年生・2年生まで子どもたちの落ち着きがないとか、いろんなものが発生して、非常にクラスの運営ができない話も聞きます。親御さんも子どものことを学校と一緒に考える、体制は作っていますか。

**○学校教育課長（中津朋広）** 新1年生の担任と保護者は、4月5月には家庭訪問等があり、教育相談等で子どものことは十分情報交換をしています。

幼稚園・保育園から小学校への接続で言えば、特に幼稚園・保育園のときに療育に通っている方は、保護者と療育の方が学校に実際に来て、学校の様子を見た上で療育の方がその子の教育的な

ニーズを学校に情報提供する等行われていると聞いております。

○委員（徳永武次）健康的な面や性格等、それぞれ違いますが、うまくクラスが運営できないという話も聞きます。それに対する補助員をクラスに置いている学級はあるんですか。

○学校教育課長（中津朋広）特別支援教育支援員のことだと思いますが、薩摩川内市で59名です。

ハローワーク等に応募をかけていますが、うち5人はまだ決まっておらず、業務に当たっているのは54名ですが、それぞれの学校に配置された特別支援教育支援員がどの学級に何時間入のかはまた学校の実情に応じてとなります。

1年生であっても、援の必要な子どもが複数名いるけれども、学級が落ち着いていれば、落ち着きを持たせたいところに重点的に配置する等、学校単位で工夫をして行っています。

○委員（徳永武次）保護者もとお話ししました。これは家庭訪問等ですけども、特にそういうお子さんをお持ちの保護者は、できるだけ一緒になって学級運営をするべきです。教員も非常に悩んでスムーズな学級運営ができないという話も聞いておりますので、支援員も含めて教育委員会も目を向けていただきたいと要望します。

○委員（新原春二）来年4月には、鹿島から手打地区の小学校は全部海星中に行くと話を聞いていました。

そこで、甕大橋ができて、鹿島が上甕に、里と一緒にしたいと、揺れてきたと認識をしています。

ただ、下甕からは同意は得られていないです。ということは、海星中、海陽中も、残る状況になってくるわけですけども、手打の小学校の皆さんの御意見で問題になっているのはどこですか。

○学校教育課長（中津朋広）手打小学校区で何度か説明会を開催していますが、海星中に手打小の子どもたちも通学するようになって2年がたつて、複式学級ではないということで、二つの中学校が一緒になって学習する点は、反対はないと考えています。

ただ、保護者の方や海陽中を卒業されたOBの方々が、閉校に対して同意が頂けない状況です。

なぜ閉校を急ぐのか等の意見が出ています。

○委員（新原春二）記事にも海陽中の子どもが

多くなったら海陽中に戻ってはどうかと書いてありますが、基本方針が来年の4月から統合としています。海陽中は休校という処置は取れないのか。

○学校教育課長（中津朋広）令和3年4月から休校の状態です。今回、また同意を得られないと、休校の継続となります。

逆に同意が得られたら、条例改正等の手続を行い閉校としたいと考えております。

○委員（新原春二）地元のお考えを尊重していただき、休校が延長できるなら延長したうえで、教育上の基本スタンスである複式教室の解消を維持する。生徒が増えるかは分かりませんが、多くなれば開校とする手続きがいいと思いますので、地元感情は大事にしてほしいと思います。

小中学校の通学の関係で、中学生は自転車通学を認めるが小中学生とも基本的には徒歩通学と決められていますが、教育委員会として通学の在り方についてどのような指導がなされていますか。

○学校教育課長（中津朋広）通学に関しては、小学生は基本的に徒歩ですが、学校再編によって通学距離が長くなった場合にはスクールバス等で支援をするとしています。

中学生は、距離が長ければ自転車通学を認めています。教育委員会としては通学の際の安全で、交通事故等也非常に心配されますので、学校で指導するようにと、繰り返し学校には指導しています。

○委員（新原春二）通学路の指定について、学校でするのか家庭でするのか、通学路はどのような状況ですか。

○学校教育課長（中津朋広）子どもの通学路に関しては、入学するときに家庭環境調査票のようなものを出す際にこの道路を通して通学しますと学校に御提出いただきます。基本的にはそれがその子の通学路となります。

○委員（新原春二）それを基本にして、通学時に事故が起こった場合の処理の在り方、学校でかけられている保険でどの程度賄われるかですが、通学路指定をされた通学路でないと適用されないのか、どうですか。

○学校教育課長（中津朋広）日本スポーツ振興センターで、けがに対しては学校がかけている保険で対応しますが、基本的には通学路での事故となっておりますので、完全に外れたところを通

っていた場合は、適用されません。

**○委員（新原春二）** 大規模校で小・中学校での車の送迎が目立っています。スクールバスを運行するところは別です。特に雨、風の日は非常に混雑をしています。

学校によっては、「500メートル以内は歩かせてください」という指導や、あるいは、1キロメートルのところに看板を立てて「ここが1キロですよ。1キロは子ども歩かせてください」という指導をされています。

ごく一部の御家庭でしようけれども、なかなか守られずに、祖父母含めて、車の送迎が多いと認識しています。いろいろ聞いても「そうだ。それは危ない」となっています。

車で送ってこられた親御さんが交通事故を起こして子どもがけがをした状況で、子どもがけがをしたときに、子どもに通学の保険が適用されますか。

**○学校教育課長（中津朋広）** 一緒に乗ってきた子どもですね。一緒に乗ってきた子どもに対しては、日本スポーツ振興センターの保険は適用されないかと思います。そのため、車両保険、車にかけている保険で対応されることになろうかと思っています。

**○委員（新原春二）** 車での通学で日本スポーツ振興センターの保険適用ができないとなれば、学校に指導されているのが問題だと思いますが、どうですか。

**○学校教育課長（中津朋広）** 車での通学の保険適用に関しまして、学校に直接、教育委員会から指導したことはございません。

**○委員（新原春二）** 指導がないことが問題だと思います。学校によって対策をされるところもありますが、統一されていないので、教育委員会で「車でよく送迎をされるところの保険適用はない」ことも含めて、車の送迎は遠慮してもらう通達とか指導はできないですか。学校においては障害のある子どもには許可証を出してあるところもあり、周知がいいと思いますが、それ以外の車での通学に対して教育委員会で市全体の統一の指導をされたほうがいいと思いますが、予定はないですか。

**○学校教育課長（中津朋広）** 各学校は保護者に徒歩通学を啓発していると考えています。ただ、

いろんな事情があって、常時、送迎はなくても、大雨とか、あるいは、体調が悪くて朝起きられずに送るとかパターンが幾つか考えられると思います。ですから、教育委員会から一律に車での送迎はやめてくださいとの通知・通達は難しいですが、まずは、どの程度の車の送迎があって、学校がどう困っているか、今後把握したいと考えております。

**○委員（新原春二）** 子どもたちを守っていくことと、通学は通いながら学ぶことと思っています。私も立哨していますが、今であれば蟹がいっぱい子を産んで。その蟹を捕まえて帽子に入れて学校に持っていく姿やら、野菊を摘んで「先生に持っていくんだ」と、「うわあ、感心だね」と、通学に社会的な学ぶものはあると強調したい。車で来られる方は、雨とか風の日はどうでしょうがないですが、天気の良い日に中学生の男の子が車に乗って通学するところを見れば、歩かせたほうがいいと思っていますが、教育委員会が学校に指導したほうが、学校も対処ができると思います。最初に通達を出すとか出せないとかは問題外にして、学校に対する校長会等で、薩摩川内市全体の意思統一をされたほうがいいと思いますので、よろしく願います。

**○委員（森満 晃）** 特別教室のエアコン等について、今年から年次的に大規模工事を中心に始まりますが、それ以外の学校の年次的な計画等が、出ていましたら教えていただけませんか。

**○教育総務課長（坂上克久）**、令和5年5月1日現在、特別教室の空調整備率は33.3%です。国・県と比べ整備率が低いので、まずは国・県の整備率を目指します。令和5年度から令和9年度までの4年間で特別教室70室ほど、54%の整備率を目指します。

**○委員（森満 晃）** 薩摩川内市内の小中学校の特別教室の年次での一覧表、概要を1枚のペーパーでお出しいただきたい。

**○委員（森満 晃）** 一般質問で部活動の在り方について、「部活動の少ない中学校において、選択肢の多い中学校へ放課後部活動として参加できないか柔軟に対応してほしい」と質問しました。教育長からも前向きな回答としまして、その三つ四つのエリアが必要で、拠点校について御提案いただきましたが、大規模校と小規模校が混在した

形か、説明していただけますか。

○学校教育課長（中津朋広）考えを整理するところまでは至っていません。

ただ、合同で試合に出ているところがありますが、小規模と小規模でまとまっておりますので、最初はその形と思いますが、本会議で御質問を頂いて、選択肢を広げることから、大きいところと小さいところも研究したいと考えています。

○委員（森満 晃）中学生は部活ができるのは正味2年ぐらいです。小さい学校にとって選択肢がないことは、保護者にも関連してきて、民間のスポーツに行く、でも、出せないところもあり、街の学校にあるところになっていきますので、柔軟に、研究だけでなく、今後どうするのか、具体的に示してもらわないといけない。

要望された方が傍聴に来られて、「森満さん、今後この話はどう進みますか」と言われ、「明日委員会で、話は進めます。」と答えました。何か形が見えてこない、国のガイドラインに沿ってこのまま地域移行の形になると思いますが、どうですか。

○学校教育課長（中津朋広）小規模の子たちが大規模の部活動の選択肢が増えたときに小規模の学校はますます部員が少なくなる状況が生まれると考えています。学校の意見、小規模の学校の保護者の意見も聞きながら研究の必要があると思いますので、状況の整理まで至っていません。

○委員（森満 晃）保護者、地域の意見もあるので、具体的に進めてもらわないと、前に進まないで第一歩を踏み出していただきたいと思います。

学校の再編について、学校は、子どものためか、保護者のためか、地域のためかは地域によっても違いますし、私も問われます。

それぞれの地域の意見を聞いて、統廃合につながっても納得される方、されない方といろいろいらっしやと思いますが、十分話を聞いて進めていただきたいと思います。

○委員（大田黒 博）祁答院の小学校再編の通学方法で、再編した場合スクールバスで、要望が上がっていると思いますが、大村報徳学園の子どもたちが、十数名、徒歩で来ます。県道333号川内祁答院線の大村報徳学園の下に狭路区がございます。地権者に広がるようにお願い

していますが、大変厳しいです。

学園から、再編でスクールバスを使うなら、利用できないかと要望が出ていると思いますので、広くなる方向で地域の方々を含め頑張っていますが、朝晩見る方々が「とにかく危ない」と、狭いことを知らない大型バスが来ると、危険性があります。スクールバスの活用を、ぜひ御検討いただきたいと思います。

再編協議会で出てきていると思いますが、その期間だけでも、そういうものができないか、御回答いただけないでしょうか。

○学校教育課長代理（菊池克彦）学校再編後に新たに保護者の負担が伴うものはスクールバスでとなっていて、祁答院地域の小学校再編は、報徳学園は学校が変わりませんので、スクールバスの対象外です。

報徳学園の子どもさんが、大妻小学校に通っていますが、学校再編で上手や黒木等、違う学校に行くことになれば、スクールバスの対象になります。

○委員（大田黒 博）答弁がよく分かりません。僕が言っている意味が分かっていますか。再編によって子どもたちに危険性があるのは課長も言っており、考慮できませんかということです。

○学校教育課長（中津朋広）スクールバスの新たな運行につきましては、再編の第2次基本方針に基づき、学校再編で通学距離が長くなった子どもに対してスクールバスをとなっておりますので、大村報徳学園の子どもたちを対象とすることは難しいです。

○委員長（坂口健太）ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午前11時25分休憩

~~~~~

午前11時41分開議

~~~~~

○委員長（坂口健太）ここで、本会議に戻します。

では、大田黒委員、質疑をお願いします。

○委員（大田黒 博）

祁答院小学校の再編問題において、大村報徳学園の下に狭路区がございますが、市民、住民から通学路に対して、危険が伴うと、解決法はないか、地域の方々を含めて、県と動きながら、地権者の

方に何十回、何百回と行く中で何とか広くできないだろうかとお願ひしましたが、約四十数年かかっております。いきさつはいろいろありますけれども、市民の願望でありまして、車同士の事故は相当ございます。ただ、人身がないだけに、通学路に対して心配されて、この再編においてスクールバスを利用できないかという学園からの要望が出ていると思っておりますので、私のところにも、園長先生から何とかできないですかと要望がございます。狭路区を何とかしたいと甌島振興局とも動いておりますけれども、できる期間だけでもスクールバスは利用できないかと思っております。

先ほど代理が答弁されましたように、スクールバスの対象外とのことですが、その奥の轟地区からはスクールバスは走っている認識を持っているかと思ひながら質問しています。

祁答院町を、課長が言いましたように、安全・安心を唱えるのであれば、子どもたちのために考えを変えていただきたいという思いで質問するところでございます。

**○教育長（藤田芳昭）** 教育委員会の協議の時間を頂きましてありがとうございます。

大田黒委員からの質問につきまして、まずは児童の安全確保、特に登下校中の安全については、地域の方々から協力いただきまして、どの学校においても安全の確保をしていただいているところでございます。

大田黒委員からお話を頂きましたように、地域の方々の御協力・努力もなされているということをおもひ聞いております。子どもたちの安全を確保するために、通常、徒歩を推奨しておりますけれども、期間限定でも何とか検討できないかというご要望でございますので、これまで再編統合しました学校の中で該当するようなご家庭・児童の確認もした上で、前向きに教育委員会としては検討をしてまいりたいと思ひます。

何よりも子どもたちの安全確保をした上での学校生活につなげていけることが最優先だと思っております。

**○委員（大田黒 博）** ぜひお願ひしたいと思っております。県道で、県の方々も「何とか広くしないと大きな事故があるよね」とのことで、狭いところが分からない大型の運転手の方が、急ブレーキをかけて間に合わないことが多々ござい

ます。甌島振興局との打合せのときも、狭路区の一部を看板等含めて対策を打ちましょうという話になって、「それをよろしくお願ひします」というお願ひだけはしてきましたが、近くの大村報徳学園を含めて子どもたちが十数名おれば、そこに預けておられる親御さんたちも心配でしょうし、皆さん危惧されている箇所でございますので、教育長も言われたように、ぜひ先んじて子どもたちの安全・安心の対策を打っていただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

**○教育長（藤田芳昭）** 再度お気持ちをお聞きました。地域の声をしっかりと聞くという観点からも検討してまいりたいと思ひます。

**○委員（大田黒 博）** 中学校の運動部活動の地域移行の件でございます。

スポーツ推進員の県の係をしていますと県の動きが入ってまいります。5月30日付で各市町村へ地域移行の県の方針が出ていると思ひて、確認したところ、薩摩川内市は、昨日27日と6月30日にオンラインで研修会あるいは説明会を行いますとのことでしたが、どのような動きか教えていただけませんか。

**○学校教育課長（中津朋広）** 地域運動部活動につきまして、最終的に県から委託金の決定通知が届いたのは6月22日でした。内示は頂いておりますので、01との委託契約は進めておりました。県に確認を取って、5月まで遡って構わないとのことでしたので、5月のゴールデンウィーク明けから、地域運動部活動も3校7部活動で実施しています。

ただ、この委託金が正式に下りてきておりませんでしたので、01との契約を正式に結ぶのはこれからになります。1回目の地域運動部活動の協議会も7月に開催する予定でございます。

**○委員（大田黒 博）** リモートで県から下りてきたものの説明会をどう捉えていますかという質問です。

**○学校教育課長（中津朋広）** 県から下りてきました県の方針につきましては担当とみんなで読み合わせをいたしました。

ただ、県の方針としては「地域の実情に応じて、令和5年、令和6年、令和7年に進めてください」ということが中心で、具体的なことが示されておられません。

ですから、薩摩川内市でどういうやり方をやっていくのか、推進の方々と協議をしながら進めていくことが大事なかと考えているところです。

**○委員（大田黒 博）** 私に、全体を仕切っている県の徳田課長（県保健体育課長）が「薩摩川内市は人材派遣をして先立っておられますよね。意見交換をしながら各市町村で協議会を立ち上げてください」と依頼だと思いますが、言われました。皆さん方がオンラインで説明会を聞いて、薩摩川内市は01との契約があって、3学校がモデル地区になって進んでおります、その中でどういう進め方をしたらいいか協議をしてください、指導を仰いでくださいという意味だと思っています。

そこを皆さん方が把握しないで、一般質問の教育長答弁のように、人材バンクが2月20日に始まって、21名しか進んでいないことをどう思われますか。皆さん方、我々議員は確認しながら何とか進めたいという中で、国の方針あるいは県の方針が示されまして、昨年の国のガイドラインを含めて県が打ち出したものが今度下りてきています。それに対して、薩摩川内市は協議会をどういう形で立ち上げるかだと思っていますので、モデル地区を作っている薩摩川内市とすれば、すごく進んだ形で先んじて部活の在り方を示していけると思って期待をしています。なかなか進まない中、皆さん、そうだと思っているでしょう。

僕は徳田課長に「中学校の校長先生の考えが一番大事なのではないですか」と意見を申しました。

「いや、そりゃそうだと思いますけれども、夏休みに校長会がありますから、その辺で十分説明しますよ」ということでしたので、教育委員会と話をしながら進めていただければ、いい形で進められるのではないのでしょうか。

我が市は入来中学校を含めてモデルになっている形で進んでいますから、皆さん方が、子どもたちのためにやると方向性を見せないと、先に打ち出したものが後手後手になる気がします、どうでしょうか。

#### **○教育長（藤田芳昭）**

今週の金曜日30日に市の校長研修会を開催予定であります。この5月30日の県の方針につきましては、これまで中学校の校長への周知を図ってまいりましたが、本議会でも議員の方から部活動の在り方、充実、そして、人材バンク

の今後の加盟等につきましても具体的に御質問を頂きましたので、再度しっかりと周知を図りたいと思います。

昨年9月に人材バンク設置について大きく報道もされました。私たちが休日における部活動の移行については、教員の働き方改革という大きなことと、子どもたちのいわゆる興味・関心を持った部活動でいかにこれから力を伸ばしていけるかという、幾つもの価値のある取組だと思っております。課題は山積しておりますけれども、実証事業として、検証事業としてやってきたこの2年間を決して無駄にすることもないように進めてまいりたいと思います。

また、大田黒委員から御紹介いただきました県教委の徳田保健体育課長との情報共有も教育事務所を通じまして進めているところでございますので、本市の特徴をしっかりと捉えた推進に努めてまいりたいと思います。

**○委員（大田黒 博）** 先生たちの働き方改革を含めて、子どもたちの、中学校の部活が大変困っている。大きな学校と小さな学校の併用等の方法もあります。

ただ、その中には、スポーツ推進委員が本市で90名、鹿児島県で1,036名います。「その方々を使えませんか」と県には申しております。国でも申しております、スポーツ庁が課長直々に出てきて「何とかスポーツ推進を利用したい。コーディネーターとしてその橋渡しをしたい」という立場で、スポーツ推進委員の活用が必要ですよと言っておられるのにまだ下りてこない。元参議院の太分の足立会長を含めて、国には今の状況を把握したいと意見は申しておりますが、地方の在り方を国も参考にしたいという意見しか返ってこない。

そうであれば、藤田教育長が述べたように、人材バンクをつくってモデル区を利用しながら先に先に行くところが全国で多く出てきている気がします。2年後の8年度にスタートする、地域は、2年後の令和8年度にはスタートするにもかかわらず、国が118億円と見込んだが38億円しか予算化しなかったことを、子供たちのためにそれではいけないと思っています。皆さん方が心根を入れて考えないと、子どもたちのたった2年半の中学校の部活の時間が無駄になる気がします。

子どもたちの一番大事な中学校の成長どきのスポーツ文化の育成を考えれば、ないがしろにはできないと思っております。大きな問題になっておりますので、県からの指導あるいはリモートでの協議に、県の教育長を呼んで協議してもよいと思っております。いろんな方々を通し、推進に活用し進められるものは進めていければと思います。

学校の先生たちは、外部指導に参加したいという方々がおられると思いますので、OBを含めてメンバーに入れて、一番いい薩摩川内市の部活の体制を作ってほしいと思っている一人でございますので、よろしくお願いします。

**○委員（溝上一樹）** スクールバスの案件で確認させていただきたいと思えます。

現在のルールとして自宅からの通学距離がありますが、特殊なルールというか、特別に乗車できるルールはありますか。

**○学校教育課長代理（菊池克彦）** 第2次基本方針で、学校再編後の通学方法は、スクールバスや路線バスを活用する等、児童・生徒の安全・安心を確保し、また、再編による保護者の新たな経済的負担が生じないようにするとなっております。その他に特別なルールがないかということですが、要領で障害を持っている子どもさんにつきましては、通学が著しく困難であると教育委員会が認めたもので、原則として、通学距離が4キロメートル以上の児童、または6キロメートル以上の生徒は乗車できるとしてあります。

**○委員（溝上一樹）** 小学校や中学校のスクールバスを常にご利用するための条件とは別に、急にスクールバスを利用したい等、特別なルールはないですか。

**○学校教育課長代理（菊池克彦）** 委員がおっしゃった特別なルールはございません。

**○委員（溝上一樹）** 離島の生活環境、公共の交通機関、交通のバス等、病院等は対応していると思いますが、南国交通さんのバス等は、学校に対して、対応していないと聞きまして、離島の場合、高校生が熱等を出したら親が迎えに行き、コロナとかインフルエンザがはやっていて、寮から出てホテルに宿泊した場合、下の子は祖母や友人の家に預けないといけな。

里町の保護者が上甕町の祖母や親友に下の子を預けた場合、スクールバスに乗れない事例が発生

した。預かった方も、我が子はスクールバスに乗せて、知人の子はマイカーで送りました。急に乗せてくれとは難しいと思いますが、そういう状況では学校や教育課に申請をすれば乗れる等対応できませんか。離島の環境だと、片親の方でそういう問題等が発生しているので、学校側、保護者にヒアリングをしていただいて、スクールバスに乗れるルールづくりや、授業の拡張も含めてよろしく願いいたします。

**○学校教育課長（中津朋広）** 事情はよく分かりました。離島に限らず、本土区域でもそういったケースは可能性がありますので、今後どうしたらいいか検討したいと思います。

先ほど溝上委員から御質問がありました甕島地域の4幼稚園の統合に関して答弁について訂正をさせていただければと思います。

資料9ページにございます統廃合の考え方の中で甕の区域4幼稚園のイの「里幼稚園・中津幼稚園・かのこ幼稚園・鹿島分園を令和7年4月に一つに再編し」というところでございますが、検討中と回答いたしましたが、今年の4月3日に市で方針が定まりまして、先ほどございました4月24日の中学校の再編協議の説明会の際、この日に、里、上甕、鹿島地域、それぞれ学校の校長先生、それから地区コミの会長、幼稚園の保護者代表といった方々を集めまして説明会を実施しております。中津幼稚園が、今回、県道の拡幅工事で移転せざるを得ないという方針が出されまして、上甕中学校に移転させる方針と、里幼稚園、鹿島分園につきましても、中津幼稚園が移動した段階で再編をする方針につきまして鹿島中学校で説明会を実施し、おおむね利用者を得られていると考えております。（8ページの発言を訂正）

**○委員長（坂口健太）** ただいま答弁の訂正がありましたけれども、本件に関して御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（坂口健太）** よろしいですか。

以上で、委員による質疑は尽きたと認めます。

委員外議員はありますか。

**○議員（犬井美香）** スクールガードについて、地域の方々が学校から委嘱をされて、朝夕の児童・生徒の見守りをしてくださっているという認識です。そして、子どもたちの安心・安全を守る

ためには重要な役割と考えていますが、その方々の腕章やベスト、帽子、旗等の使用物品が古くなった場合の対応をお聞かせください。

○学校教育課長（中津朋広）古くなって使えない状況があれば、教育委員会に御連絡を頂ければ、こちらで準備をします。

○議員（犬井美香）個人的に尋ねたときには、前は県の予算があったので、その物品を買って準備しておいたのですが、在庫がないと言われました。予算化もしていないので、地域から取りあえず声を上げてほしいと言われましたが、それはまづいと思います。地域の方々が、ボランティア精神も含め、子どもたちの安心・安全を守りたいという使命感を持って、毎朝・夕に立っていただいていますので、教育委員会としても支援の在り方を考えていかなければいけないと思いますがいかがでしょうか。

○学校教育課長（中津朋広）議員のおっしゃるとおりです。県から確かに配布がなされなくなりましたので、ずっと使っていると、老朽化します。どのように予算化するかは検討します。

○委員長（坂口健太）以上で、委員外議員の発言を終わります。

なお、先ほど協議会においても御協議いただきましたけれども、陳情第2号の採決の際に「原案のとおり可決すべきものと決定しました」と申し出ておりますが、これを「本陳情は採択すべきものと決定しました」に訂正いたします。（7ページで訂正済み）

なお、意見書の発議については後ほど協議いたしますので御承願います。

以上で、教育総務課及び学校教育課の審査を終わります。

ここで、休憩します。再開はおおむね13時10分とします。

~~~~~

午後0時10分休憩

~~~~~

午後1時 7分開議

~~~~~

○委員長（坂口健太）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△社会教育課の審査

○委員長（坂口健太）次は、社会教育課の審査に入ります。

△議案第75号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（坂口健太）まず、審査を一時中止しておりました議案第75号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○社会教育課長（坂下克博）まず、歳出について説明いたします。

予算に関する説明書第5回補正の39ページをお開きください。

10款教育費5項社会教育費2目文化振興費の説明欄の一番上でございます。

事項、文化財保護事業費391万3,000円の増額につきましては、平佐焼窯跡保全を実施するものでございます。詳細につきましては、総務文教委員会の資料の12ページを後ほど御参照ください。

平佐焼窯跡群内に唯一残存する窯の一部が崩落し、令和3年度に応急処理をしたところでございます。今年度は窯を保全するために窯を屋根で覆うことを予定しているところでございます。

次に歳入を説明いたしますので、予算に関する説明書16ページから17ページをお開きください。

17款県支出金2項県補助金8目教育費補助金4節社会教育費補助金、17ページの説明欄の一番上の行でございます。地域振興推進事業補助金195万6,000円でございます。これは先ほど歳出で説明いたしました、鹿児島県の地域振興事業に採択されたことに伴う歳入の増額でございます。2分の1補助となります。

○委員長（坂口健太）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。ありませんか。

○委員（新原春二）平佐焼の窯はもう使っていないので古いと思いますが、屋根をつけるだけでずっと持ちますか。それとも壁面を補強してから屋根をつけるのでしょうか。そのままで屋根をつけるのでしょうか。

○社会教育課長（坂下克博）屋根をつけるために中を調査して、窯が崩れないよう保全するために屋根で囲む事業でございます。補修までは考

えていません。

○委員（新原春二）保存をするということで事業が始まったならば、再利用は考えていないということですか。

○社会教育課長（坂下克博）年度は保全だけで、どう活用するかは今後検討したいと考えております。

○委員（新原春二）使えるものなら再利用したらいいと思いますが、再活用を考えていないなら、窯として焼き物をするものの保全は考えていないということですか。

○社会教育課長（坂下克博）現場を見ましたけれども、窯自体が本来なら四つ五つあるうちの二つしか残っておらず、火をつけて窯として活用することは厳しいですので、文化財としてどのように生かすかという形になろうかと思います。

○委員長（坂口健太）そのほか御質疑ございませんか。質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（坂口健太）次に所管事務調査を行います。当局に説明を求めます。

○社会教育課長（坂下克博）総務文教委員会の資料の13ページをお開きください。2点ございます。

最初に上の段になりますが、令和6年薩摩川内市二十歳（はたち）のつどいについて説明いたします。

開催日時は、令和6年1月7日日曜日、式典は10時半開始と考えております。会場はSSプラザせんだいです。運営については、対象者である二十歳の方々から実行委員会という形で、7月から実行委員を募集したいと考えております。

8月末から実行委員会を5回ほど予定しています。

開催の来賓者への御案内、一般の方々の周知は12月以降になる予定です。

次の下の段になります。

令和5年度青少年フレッシュ体験事業について説明いたします。

川内まごころ文学館と北海道ニセコ町に有島記念館があるということで、平成16年に姉妹館盟約を結び、文化交流を行っております。

この盟約を機に、平成17年度からニセコ町の児童生徒と薩摩川内市の児童生徒の文化交流、体験活動等、総合交流を実施しています。

相互交流ということで、今年度はニセコ町から7月25日から28日までの3泊4日で少年の翼セミナーの受入れを行います。

概要は、26日の表敬訪問、薩摩川内市内の観光、本市児童との交流会です。薩摩川内市児童との交流におきましては、まごころ文学館で有島三兄弟の学習及び本市児童生徒との交流を実施する計画です。

特に交流会に参加する児童生徒につきましては、昨年末、ニセコ町に本市から派遣した団員で対応したいと考えています。

ニセコ町から来られる方々は、引率者が5名、団員が23名の予定です。

○委員長（坂口健太）ただいま当局から説明がありましたが、これを含めて、これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎）青少年フレッシュ体験事業についてお尋ねしたいと思いますけれども、まごころ文化館が2004年、平成16年に開館した際に当時の長野市信濃新町と、それからニセコ町と町長さんたちが来られて、当時は森市長でしたけれども、姉妹館盟約で調印をされたところでした。私なんかもちょうど開館のときには案内を頂いて出席しておりましたけれども、式典の最中に悲鳴が聞こえて、一時、その式典が騒然となりました。そして救急車が飛んできてある議員を運んでいきましたけれども、結果としては、かんしゃくをもともと持っている方で、突然、そのかんしゃくが出たということで問題なかったんですけれども、式典は、その後、円滑に進んだところでした。

それから以来、2024年、来年の1月、20年の節目を迎えます。青少年フレッシュ体験授業も開館の翌年に始まった授業で、20年の節目を迎えることになります。児童生徒の交流で、薩摩川内市とニセコ町の子どもたちが交流しています。今回は、鹿児島県においても歴史のある、特攻平和会館等を、本市を通じて見ていただく意義ある体験をしていただきますが、20周年の記念になるものができればと考えていたところです。

次に、川内まごころ文学館を通じて、子どもた

ちに有島文学を通じて、作文賞等国語の能力を向上させる取組等考えています。

20周年に向けて、教育委員会としてどう考えておられるのかをお聞きます。

○社会教育課長（坂下克博）詳細はまだ考えていませんが、ニセコ町と薩摩川内市、二つの自治体でやり取りをしており、情報を密にして、話をしたいと思いますので、御意見として承ります。

○委員（福田俊一郎）信州新町は長野市に編入しましたが、そこも含めてやらなければいけないと思います。20周年の節目なので、田中市長と片山ニセコ町長さんとの相互訪問等されて、更にニセコ町との絆を深めていただければと思います。

フレッシュ体験事業を通じて、本市とニセコ町がいい関係になり、子どもたちの学習向上や、文化体験の向上につながればと、工夫をしていただきたく意見として申し上げます。

○社会教育課長（坂下克博）3自治体ということですが、長野県旧信濃新町は途中で交流から離脱され途中からニセコ町と薩摩川内市の二つの自治体で交流していますので、そこも含めて考えさせてください。

○委員（溝上一樹）令和6年の二十歳の集いについてお伺いいたします。薩摩川内市のSSプラザで開催される大きなイベントです。甕島地域でも中学校区で二十歳の集いを行うのですが、内容等の把握をされていますか。

○社会教育課長（坂下克博）全体では二十歳の集いをやります。甕島地域も含めて、それぞれのところでも実行委員会が正月の2日、3日に開催されています。基本的には実行委員会方式で、中学校を卒業した同窓会という形で開催されていると聞いております。

○委員（溝上一樹）離島で開催される二十歳の集いについて、薩摩川内市のバックアップはどういうことをされていますか。

○社会教育課長（坂下克博）特に細かいバックアップはしていませんが甕島地域につきましては、里、上甕、下甕で実行委員会、下甕については地区コミュニティ、協議会が中心になって開催されており、それぞれから御案内が届いたときには、市から来賓として出向いて挨拶をします。

○委員（溝上一樹）私の娘も今年二十歳で、高

校は川内高校だったので、甕島も川内も高校の同級生と会えるところでの参加に向けて準備しています。甕島は高校全学区なので、川内の内地で生活をして、同級生もいない。鹿児島市や他の市町村の成人式に参加する子が多いので、甕島がメインになります。

一般周知、広報紙、市のホームページ、市の公式のLINE等、こういう甕島地域の情報も一般周知にも載せていますか。

○社会教育課長（坂下克博）それぞれの地域で実施される場所はホームページに載せていません。自分たちで同窓会という形でされますので、連絡を取り合っていると聞いています。

○委員（溝上一樹）甕島の現状からしたら、薩摩川内市の二十歳の集いよりも、甕島でする成人式がメインです。それに伴って、一般周知と広報紙、市のホームページ、公式LINE等で甕島地域の成人式、他の地区である成人式の告知はこの薩摩川内市SSプラザで開催される二十歳の集いと同等にしてもらえないですか。

○社会教育課長（坂下克博）各実行委員さん方々と連絡を取り合って、載せてほしいという御要望があったときには、ホームページがございしますので御協力します。

○委員（溝上一樹）離島に帰ってきて子どもたちで成人式を開催するのが難しい現状で、甕島振興局、サービスセンター、支所の職員にもバックアップはされていないという答えだったので、ムービーとか、職員が積極的に保護者と連絡を取り合って、いい成人式ができるように努めてもらいたいと思います。

○委員長（坂口健太）委員の質疑は尽きたと認めます。

以上で、社会教育課の審査を終わります。

---

△中央図書館の審査

○委員長（坂口健太）次は、中央図書館の審査に入ります。

---

△議案第75号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（坂口健太）まず審査を一時中止しておりました議案第75号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○中央図書館長（寺田和一） 予算に関する説明書の40ページを御覧ください。

10款5項4目図書館費におきまして、使用料及び賃借料の増額を計上しております。

昨年6月に導入いたしました薩摩川内市電子図書館の充実を図るために使用料及び賃借料の増額をお願いするものでございます。

次に、歳入について説明いたします。

同じく、予算に関する説明書18ページでございます。

19款1項8目教育費寄附金につきまして、図書館費寄附金の増額をお願いするものです。

株式会社永留電気工業様が創業70周年を迎えられ、地域貢献活動の一環として、本市の青少年育成に役立てていただきたいと、具体的には、昨年6月から運用開始をした薩摩川内市電子図書館の図書充実に役立てていただきたいとの寄附の申出があったものでございます。

○委員長（坂口健太） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（山中真由美） 電子図書館は、寄附を永留社長から頂いて購入とのことですが、電子図書館の図書の本は1冊当たり幾らですか。図鑑とかであれば1セット幾らですか。

もう一点、借りる側はどうアカウントを取得して、借りるかを教えていただけますか。

○中央図書館長（寺田和一） 図書は、紙の書籍と一緒に数千円から数万円まで幅広くあります。

まんが日本の歴史等のセットものは数千円です。

児童幼児向けは、一つが数万円する動く絵本等を寄附者の御意向に沿いながら購入したいと考えております。

それから、本日持ってきてみましたが、図書館の利用者カードがございまして。以前はペンギンの絵が載っていましたが、今は、かのこゆりが載っています。これを申請いただいて取得していただき、通常の図書を借りるときは提示していただきます。電子図書館の場合には、ログインしますと、カードの番号を入れまして、その後、パスワードを設定していなければ生年月日ですけれども、自分のID・パスワードで入って利用いただけます。利用いただく際も、1冊に対して1人しか入れないものや、一つの本に対して学校の朝読

み等にたくさんの児童が一つの本を読むこともありますので、1人1冊のものであれば「借りる」という操作をして読み、複数人で使う場合には「読む」というボタンを押して読みます。

○委員（山中真由美） 今後、図書カードを作らなくてもIDさえ作りさえすれば、学校のタブレットやスマートフォンでどういう状況においても図書を借りることや読むことができるようになりますか。

○中央図書館長（寺田和一） 利用者カード自体は5年間ごとに期限を切って更新をしていただくことになっております。

○委員長（坂口健太） 質疑は尽きたと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（坂口健太） 次に、所管事務調査を行います。当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎） 川内文化ホールの跡地事業は図書館も関係はしていますか。

○中央図書館長（寺田和一） 跡地事業は、図書館はメンバーとして入っておりません。

○委員（福田俊一郎） 跡地事業に児童図書が入りますけど、本の管理は九州電力さんがやられるので、市はタッチしないということですね。

○中央図書館長（寺田和一） 先日、事業主である九州電力様、運営をされるカルチュア・コンビニエンス・クラブ様がお越しになって川内文化ホール跡地の施設の中に図書コーナーを造りたいと説明を受けております。

あくまでも九州電力さんが本を準備されて、読書をしていただくのみで貸出しはしないとのことでした。

相談にお見えになったのは、図書館で蔵書をしているものとかも把握したりしながら利用者の皆様に有効に使っていただきたいので、今後とも情報を共有させていただきというのも含めて、先日前お越しいただいております。

○委員（福田俊一郎） 恵庭市はカードレス化をして、図書館のIDだけで利用できるという事業をやっているようですので、研究してみてください。

○中央図書館長（寺田和一） 鹿児島市立図書館等がスマートフォンを利用してQRコードでログインをしています職員間で検討しようかと話し合いをしています。

利用者カードを導入して間もなく、切替えの時期でございますので、まずは利用者カードを優先して、時機を見て導入を考えていきます。

○委員長（坂口健太） 委員からの質疑は尽きたと認めます。委員外議員はありますか。

○議員（犬井美香） 図書館には書籍に限らず、新聞等もあり、本を増やしていくに当たって整理も必要ですが、年数、補完期限を教えてください。

○中央図書館長（寺田和一） 図書につきましては、この本は何年ということではなく、利用があれば開架といいますか、利用ができるようになりますが、いかんせん紙物でございますので、傷んできて使用に耐えなくなってきましたら、特別図書整理期間中ではございますが、そのようなタイミングをもって、除籍という処理をしております。

新聞につきましては、数年分、保管をしつつ、図書館も収容のスペースに限りがございますので、数年たって処分をしております。ここ4年5年のものは取り置きしております。

○委員長（坂口健太） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、中央図書館の審査を終わります。

---

#### △少年自然の家の審査

○委員長（坂口健太） 次は、少年自然の家の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（坂口健太） それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。当局に説明を求めます。

○少年自然の家所長（児玉 学） 所管事務に関する報告につきまして、総務文教委員会の資料14ページをお開きください。

8月3日木曜日から8月6日日曜日にかけて3泊4日で開催する夏のアドベンチャー薩摩川内ぼっけもんの旅について説明いたします。

行程につきましては、（1）にお示した目的を達成すべく、上甕県民レクリエーション村を拠

点に甕島を縦断するコースを、市内に居住する小学5年生から高校3年生までの30人の異年齢集団で挑戦いたします。

主な活動は（4）にありますように、甕島列島の自転車や徒歩での縦断をはじめ、様々な体験活動を実施し、甕島を五感で体感できる内容となっております。

天候不良等により甕島に移動できなかった場合は、（5）にお示ししたとおり、期間を2泊3日に短縮し、本土地域での活動とすることとしております。

最後に、（6）に安全対策を示しておりますけれども、感染症や熱中症対策、交通安全等に十分留意し、所期の目的を達成できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、少年自然の家の利用状況について説明いたします。

資料の下段2を御覧ください。まず、（1）の受入れ関係の集団宿泊学習では、現在のところ39校全ての学校が実施でき、その他としてお示ししております集団宿泊学習以外のお泊り保育や遠足、それから、吹奏楽の合宿で3団体が実施しているところです。

（2）の主催事業については、計画していた全ての事業を実施し、多くの市民の方々に喜んでいただいているところです。

今後も、引き続き、利用者の安全第一を最優先に考えまして、社会教育施設としての機能を果たしていきたいと考えております。

○委員長（坂口健太） ただいま当局からの説明がありましたが、これを含めてこれより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（溝上一樹） 薩摩川内ぼっけもんの旅について教えてください。

甕島に主に自転車で移動、大明神橋を徒歩ということですが、上甕県民レクリエーション村でのバンガローでの宿泊だと思うのですが、使用する自転車の保管、管理はどのような形でされていきますか。

○少年自然の家所長（児玉 学） 少年自然の家内に自転車の倉庫がございます。そこに随時、点検をしながら保管しています。8月3日から本番が始まり、その前、1か月間は土日を使って練習会をします。その前の整備、それ以前にも、自

転車屋さん等にも来ていただいて、ブレーキの機器とかチェーンとか、安全面の点検をしています。

○委員（溝上一樹）自転車を甕島に持ってきて使い、宿泊や、乗らないときもありますが、そのときの保管や管理はどうしていますか。

○少年自然の家所長（児玉 学）バスでの移動等の場面もありますので、トラックを借上げて持っていくます。トラックがあるところまでは自転車で行って、そこから、先はトラックに積み込んで上甕県民レクリエーション村に持ち帰って保管をしています。

○委員（溝上一樹）甕大橋がつながって観光客をはじめ、結構、高価な自転車で甕島に来られる方もいます。今後、宿も含め、自転車の管理、保管する施設等が必要になると思ったので、自転車の保管、管理を質問しました。

○委員長（坂口健太）委員の質疑は尽きたと認めます。

以上で、少年自然の家の審査を終わります。

---

#### △総務課の審査

○委員長（坂口健太）次は、総務課の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（坂口健太）それでは、議案がありませんので所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口健太）質疑はないと認めます。

以上で、総務課の審査を終わります。

---

#### △財政課の審査

○委員長（坂口健太）次は、財政課の審査に入ります。

---

#### △議案第75号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（坂口健太）まず、審査を一時中止しておりました議案第75号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財政課長（大濱浩一）議案第75号一般会

計補正予算のうち財政課分を説明いたします。歳出はありませんので、歳入から説明いたします。

第5回補正予算書の15ページを御覧ください。16款2項1目総務費補助金は新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の財源として、27節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上するものであります。

19ページを御覧ください。20款1項1目財政調整基金繰入金は財源対策として増額するものであります。

21ページを御覧ください。23款1項5目農林水産業債では、水産物供給基盤機能保全事業に係る県補助内需に伴い、漁港整備事業債を増額し、7目土木債では、藤本滝公園施設整備事業に係る財源として公園整備事業債を増額するとともに、道路河川DX事業がデジタル田園都市国家構想推進交付金の交付決定を受けたことに伴い、財源組替えとして河川整備事業債を減額しております。

9目教育債では、恐竜化石活用事業が県の特定期離島ふるさとおこし推進事業の補助内示を受けたことに伴い、財源組替えとして7節文化振興施設整備事業債を減額するとともに、10節教育施設整備事業債では、祁答院小学校再編事業、樋脇小学校給食コンテナ室設置事業、特別教室空調設備整備事業の財源の増額と甕島地域の学校給食センター施設整備事業の県の特定期離島ふるさとおこし推進事業の補助内示を受けたことに伴う減額を予算調整するものであります。

次に、地方債補正について説明いたしますので、11ページの第2表地方債補正を御覧ください。

地方債補正として、漁港整備事業、公園整備事業、河川整備事業、文化振興施設整備事業及び教育施設整備事業の限度額を変更するものであります。

○委員長（坂口健太）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口健太）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（坂口健太）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口健太）委員の質疑はないと認めます。

以上で、財政課の審査を終わります。

---

△契約検査室の審査

○委員長（坂口健太）次は、契約検査室の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（坂口健太）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。当局に説明を求めます。

○契約検査室長（諏訪原智子）

行政管理部関係の総務分教委員会資料2ページを御覧ください。

令和4年度の1、建設工事の状況について説明いたします。

（1）年度ごとの入札状況でございますが、令和4年度の入札執行件数は合計で182件、平均落札率は94.28%です。ダンピング対策である低入札価格調査開始のラインが92%ですので、そのラインを上回っていることになります。

続きまして、（2）一般競争入札における工種ごとの開札状況でございます。表を御覧ください。

一般競争入札における工事成績評定の平均点を入札参加条件とする、成績条件付き入札は156件中67件で42.9%。予定価格の92%未満の額で応札があったときに実施する低入札価格調査は156件中67件で42.9%となっております。

次に3ページを御覧ください。

同額での応札による工事の発生率でございますが、44件28.2%で前年度と比較し18.8ポイント減少いたしました。

前年度と比較しまして、くじの発生率の高い工種である土木関連の工事の発注件数がやや減少し、発生率の低い工種である建築設備関係の工事の発生率が減少しました。この点での工事の発注件数が増加したことが減少した要因ではないかと考えられます。

続きまして、（3）一般競争入札における金額区分別発注件数の条件です。1,000万円未満の工事が85件で全体の約54%となっており、一番下の表、2、コンサル業務委託の状況でございますが、総発注件数は58件で平均落札率は91.31%となっております。

次に4ページを御覧ください。

上の表、3、一般競争入札の落札率の状況でございます。棒グラフが発注件数となっております。例年は7月に当初予算の設計完了により発注が多くなる傾向にございますが、令和4年度は積算の前倒しに取り組む等早期発注に努め、4月から6月の発注件数が増えております。

下の表、4、一般競争入札「工種別」の平均落札率の状況でございます。

横縞の棒グラフが令和4年度となっております、おおむね、前年度と比べ横ばいとなっている状況でございます。

次に5ページを御覧ください。

上の表、工事成績評定点の概要になります。

令和4年度の評定については最高点が91.0点で最低点は75.8点となっております。

なお、令和4年度は成績評定対象となる工事検査を160件実施したところでございます。

その下の表は平均点の推移でございます。

一番右の欄が各年度の平均点となっております。

工事成績評定制度がスタートしました平成17年度は66.67点でしたが、令和4年度は84.27点で年々高くなってきている状況でございます。

下の表は、6、総合評価落札方式の実施状況でございます。

予定価格3,000万円以上の工事を対象としており令和4年度は25件を実施し、平均落札率は96.0%となっております。

○委員長（坂口健太）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて、これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。御質疑ありませんか。

○委員（新原春二）入札契約関係については御苦労されていると思いますし、業者さんの育成も配慮をされて適当な入札率で終わっている。今では94%ぐらいになっていて業者さんも納得できる数字と思っています。

以前は「90%以上はあり得ない」というような話もありましたが、今は適正な価格で入札されていると敬意を表しております。

地方の業者さんあるいは中小の業者さんを含めて130万円以下の入札で、入札ではなくて、事業の中で前々から県・市・業者さんも含めて決められたと聞いている、事業費の45%の経費を見るという取り決めがあると思いますが、非常に前に決められたものではないかと思いますが、災害も多くてなかなか取り出がない状況もあって、この経費の45%は適当なのかと思います。業者さんとしては「もうしょうがないよね。災害だから協力しないといかんね」という話をされています。

45%の決め方は、業者さん、役所から県も含めて決められた数字だと思いますが、これだけ災害を含めて、災害の場合は山手があって入りにくい状況で、果たして45%が適当かという話をよく聞きます。

45%はしょうがないとしても、災害の奥地でどうしても経費がかかる場合に、45%の緩和策はないのかと感じています。

山の中で重機も入らないようなところに人が入っていく場合に、人件費も含めて45%はどうかと思います。

要望ですが、業者さん、県も含めて45%の緩和策がないのか、検討いただきたいと要望します。業者さんの口が言い切れないのが実態だと思いますので、業者さんとも協議をされてください。

45%はいいのですが、ただ、災害があったときに、特別枠の配慮について研究をお願いいたします。

**○契約検査室長（諏訪原智子）** 委員の御意見を賜りまして、まだその直接的な御意見は頂いていない状況ですが、委員がおっしゃったことも一つの検討材料としまして、我々も事業者様が、利益度外視の工事はあり得ないと思っておりますので、状況に応じて検証、検討を重ねていきたいと思います。

**○委員長（坂口健太）** そのほか、委員の皆様から御質問ございませんか。

**○委員（山中真由美）** 資料の2ページ目の（2）です。失格ありの入札件数ですが、土木一式、舗装に比べて水道施設の工事が10でありまして、この失格、審査基準額以下の入札件数です

が、この失格ありの入札件数は、失格になってもいいからなりたいたいという意図でこの数字が出ていますか。出ているとすれば、これでいいのかを聞きたいです。

**○契約検査室長（諏訪原智子）** 水道施設工事が土木舗装に比べまして失格件数が多いのは、一般競争入札において低入札価格調査を実施しており、予定価格の92%を下回った場合に、それ以下で応札された方が、実際に工事がちゃんとなされるのか、更にその下の審査基準額を算定していますが、この審査基準額を下回った件数が10件あったということでございます。

土木舗装は県の公共単価である、あるいは公表されている単価がございますけれども、水道施設に限りましては市の独自の事業となりますので、公共単価にない額や、事業者様の自己の調査力や積算能力に影響してくるところがあり、統一的に一番下の額が出ない状況でございます。我々の審査基準額よりも下回る件数が土木舗装に比べて多いという結果です。

事業者様も赤字覚悟で不調・不落になってもいいという覚悟で応策されているわけではないと思いますが、見積りの積み上げ方が土木舗装とは異なることを御理解いただければと思います。

**○委員（山中真由美）** 市独自の基準とのことですが、本市の水道の今後の水道管の設備に関して、整備も老朽化が目立ってきて一般質問内でも多数出ていますので、先を考えるのであれば、水道工事に関しては、業者さんに施工してもらえないと市民生活に直接関わってくることでございますので対応していただきたいと思います。

**○委員（溝上一樹）** 毎年度の入札状況、一般競争と指名競争の変化は、一般競争が減って指名競争が増えている傾向がありますけれども、原因、中身を教えていただきたいです。

**○契約検査室長（諏訪原智子）** 指名入札に関しましては、薩摩川内市で指名競争入札は主に災害復旧工事で実施してございますので、災害が多い年度は指名競争入札が多い傾向にございます。

一般競争入札に関しましては総合評価による入札件数、こちらの156件には総合評価は含まれてございませんので、3000万円以上の総合評価落札方式の件数が増加傾向にあることと、事業者様の担い手不足等の観点から近隣工事を合札し

て大きな工事を1本で、今まで3本で出していたのもまとめて1本で出しているという傾向もございますので、全体としての執行件数が減っているのが実情でございます。

○委員（溝上一樹）指名競争は災害等の小さな工事で、このデータは徐々に増えていっているのが災害が多くなっていると。これは減っていったらいい方向で、一般競争入札が減っていったのは了解しました。

○委員長（坂口健太）委員の質疑は尽きたと認めます。

以上で、契約検査室の審査を終わります。

---

#### △財産マネジメント課の審査

○委員長（坂口健太）次は、財産マネジメント課の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（坂口健太）それでは、議案がありませんので所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口健太）では、質疑はないと認めます。

以上で、財産マネジメント課の審査を終わります。

---

#### △行政経営課の審査

○委員長（坂口健太）次は、行政経営課の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（坂口健太）それでは、議案がありませんので所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。以上で、行政経営課の審査を終わります。

---

#### △スマートデジタル戦略室の審査

○委員長（坂口健太）次は、スマートデジタル戦略室の審査に入ります。

#### △議案第75号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（坂口健太）まず、審査を一時中止しておりました議案第75号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○スマートデジタル戦略室長（福山勝広）スマートデジタル戦略室の補正予算についての説明をいたします。

予算に関する説明書の22ページをお開きください。

2款1項7目情報管理費のうち、スマートデジタル戦略室分につきましては、事項、スマートデジタル推進事業費2億1,256万4,000円の増額となっております。

内訳につきましては、業務システム内成果ツール整備事業として39万円、マルチ医療DX事業として2億1,217万4,000円となっております。

両事業について行政管理部総務文教委員会資料により説明いたします。

総務文教委員会資料の6ページをお願いいたします。

業務システム内成果ツール整備事業について、昨年度からスマートシティ・マイナンバーカードプロジェクトチームにおきまして、庁内のDX化に取り組んでまいりました。

このPTの活動は後ほど所管事務調査で説明をいたします。

4月28日に活動内容をまとめ、提言報告を行いまして、業務で使うシステムやアプリを職員自らが使うこととしております。

専門的な説明ですが、業務アプリ等を作成するシステムを構築する際は、従来、プログラミング言語や、システム環境に関する知識が必要でございました。専門的知識を持つ職員が構築して、民間事業者へ作成、依頼することがほとんどの状況でございました。

システムを作成する際には、プログラムを直接記述していく、コードを記載するという作業が必要な状況でしたが、今回、導入するツールを利用することでそのコードを記載しなくてもいいノーコードツールと呼ばれるものを導入したいと考えております。

プログラムに関する専門的知識がなくても、直

感的に操作できるツールを導入しようと考えておりまして、予定しているツールは事前に準備されたパーツ、日付だったり、氏名欄等を入力に使うテキストボックスだったり画面に配置していくイメージです。準備された入力項目にそのパーツを置いていくことで、それが完成すると自動的に申請書様式が出来上がっていくイメージですが、この作業をするだけでそこに入力されたデータの受皿も自動的にできます。

従来、申請書様式を作る作業、そのデータを受け取る、受皿をつくる作業を別々に作成して、この項目、ここに入力したデータはここに格納しますという紐付けもプログラミング言語を使って別々にやっておりましたが、そういった作業をパーツを貼りつけるだけで自動的にコードを書かずに裏でやってくれるというツールです。

単純計算にはなりますけれども、おのおのしていた作業を三つ、3工程があるとすれば、一つで作業は完了しますので、作業工数として半分以上の作業量でいけるイメージです。

プログラムに関する基本的な知識がなくても活用できるツールです。

ツール導入の効果について、外部へのシステム構築、発注が必要なくなるものが出てきます。結果、経費削減が図られ、導入までの期間も短縮できると考えております。

また、業務知識がある職員が自らつくることになりますので、より実用性が高い、実務を反映できるシステムを作るのではと期待しています。

とはいえ、全職員がそれぞれ作成するのはハードルが高いと思っておりますので、まずは、プロジェクトチーム内にこのシステムを使う内製化チームを結成して、申請受付業務や、アンケート事務等の内製化への支援をしたいと考えております。

また、デジタルに関する専門知識や、意欲がある職員がPTメンバー以外にもいると思いますので、このような職員の掘り起こしや、育成を行い、今後のDX推進支援の環境整備を図りたいと考えております。

今回、試験的にツールを導入しますので、ツール導入の効果を検証しながら、本格導入の是非やどれぐらいの規模感で入れたらいいのか、検証、検討を行いたいと考えています。

次に、マルチ医療DX事業に関して説明いたします。

事業概要等は、令和5年3月の議会の委員会において、デジタル田園都市国家構想交付金に申請をしたこと、内定を頂いたことも併せて報告いたしました。

この後、事業内容について、7ページ以降の資料を用いて説明をいたしたいと考えております。

現在の状況について、令和5年4月1日に先ほどの交付金事業として正式に採択をされました。補助は100%補助になります。

事業の主体となる一般社団法人鹿児島地域医療介護ネットワークに対して、市が補助金を交付し、事業を進めることになります。

今回議決を頂いた後に速やかに補助金交付手続を行い、年内にはシステム稼働ができるように準備を進めることとしております。

資料、7ページをお開きください。横向きの資料になります。

前回説明した資料と同じものを出しております。マルチ医療DX事業の全体図になります。

左側の取組内容欄にある三つの事業について取組をすることにしております。

次ページ、8ページをお願いいたします。

こちらが事業の根幹となるEHRと呼ばれる医療介護患者情報連携システムになります。

こちらは、病院や診療所、介護施設、薬局等が持つ患者データをクラウド上で統合して1地域1患者1カルテを実現する仕組みになります。

当然、データを統合するに当たっては、患者さん個人の同意を得ることを前提としております。

下段のシステムイメージですが、個々の施設での作業は特に変わりません。それぞれが使われている電子カルテとのシステムに普段どおり入力をしていただくことになります。

カルテに入力されたデータは、15分ごとにクラウド上に送られて、右側の閲覧者欄になりますが、他の医療機関が見る場合も、普段使用されている端末、パソコン上でこのシステムを使って内容の確認ができるという状況を作ります。それにより、救急で搬送先の病院にカルテがない場合等であっても既往歴を確認して適切な処置が施せる。直近での他病院での検査結果を確認できる。検査をしなくてよくなる等が期待されます。

また、病院と介護施設間で情報連携が図れ、施設から病院受診する際に施設での状況が詳細に把握でき、病院から施設に戻る場合に入院中の患者状況が分かって適切な受入れ体制が取れる、薬局においても適切な服薬指導、重複処方や多剤投与が避けられるといった効果が期待されるところです。

次ページ、9ページをお願いいたします。

こちらは、患者情報健康アプリ、PHRです。クラウド上に統合された自分のデータをアプリで確認できるようにするものです。先ほどのEHRのデータをアプリで確認できるようになります。

医師がEHRシステム上で確認ができるデータを個人に全部見せるようにするわけではございません。必要なデータのみを個人にお返しして見せる状況にすることになります。

例えば、検査結果や、処方とのデータの閲覧が可能となってきます。これに合わせて患者自身が日々の食事や服薬状況等をアプリに記録ができる機能を搭載しますので、その内容を医師と共有できることや、検査結果が自らの健康管理に関心を持ってもらうきっかけにもなるかと考えております。

また、データを入力してもらうほか、歩数によるポイントランキング等も考えておりまして、健康増進を促すことも予定しております。

次に、10ページをお願いいたします。

オンライン診療、医療Ma a Sの導入になります。こちら先ほど説明しましたEHR・PHRのデータを基にしたオンライン診療の仕組みになります。

直接、病院に受診することが難しい患者さん等をオンラインで診療することで日々の活動状況等の把握ができて質の高い医療提供が可能となることを期待しております。

また診察室機能を搭載した医療Ma a S車両で患者の下へ直接出向き、車両に搭載されるオンライン診療機能で医師が診察、現地に出向く医療スタッフによるケアが可能となる環境も構築をする予定です。

離島や中山間地域等、地理的条件等により、通院が困難な状況を解消し、訪問診療等による医師の長時間拘束の解消にもつながると考えております。

説明した三つのシステムを組み合わせるマルチ医療事業の展開となりますけれども、本システムを運用することで安心・安全に暮らせる環境構築は図れると思いますので、関係団体と調整の上、システム導入を進めてまいります。

次に歳入について説明いたします。予算に関する説明書に戻っていただきまして15ページをお願いいたします。

16款2項1目総務費補助金のうち、スマートデジタル戦略室分は、デジタル田園都市国家構想推進交付金2億2,705万7,000円の増額になっております。

こちらは今しがた説明しましたスマートデジタル推進事業に係るものでございまして、昨年度末に同交付金を申請し、採択された2事業分がこの金額になっております。

内訳は今年度当初予算に計上しましたデジタル地域通貨プラットフォーム構築事業分として事業費の50%に当たる1,488万3,000円、それと先ほど説明しましたマルチ医療DX事業分として事業費100%に当たる2億1,217万4,000円になります。

○委員長（坂口健太）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（徳永武次）患者の同意を得た上ということですが、認知症が出ていたりいろいろな疾患があったりして本人が回答できないときには近親者でもいいのですか。

○スマートデジタル戦略室長（福山勝広）細かいルールに関しては、これを運営していくEHR協議会を、別に作ろうと考えており、そちらで閲覧状況の細かいルールは定めていただくことを基本としております。

通常であれば、本人の同意が大前提にはなっていますが、今言われたようなケースでどういう対応をするかは検討事項だと考えております。

○委員長（坂口健太）そのほか御質疑ございませんか。

質疑は尽きたと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（坂口健太）次に、所管事務調査を

行います。当局に説明を求めます。

### ○スマートデジタル戦略室長（福山勝広）

それでは、所管事務調査について説明いたします。総務文教委員会資料の11ページをお願いいたします。

スマートデジタル戦略室が所管しますスマートシティマイナンバーカードプロジェクトチームの活動について報告いたします。

本P Tは、スマートシティ実現に向けたD X推進やマイナンバーカード利活用推進を検討するために昨年8月に設置されました。来年9月までの約2年間の期間を活動期間としておりまして、喜山スマートデジタル監をリーダーに14名で構成されているチームになります。

活動内容について、まず本プロジェクトチームの活動の方向性について協議をいたしまして、スマートシティ実現に向けた市全体のD X推進等に取り組む前に、まずは市役所内部の業務改革、D X推進の必要性に着目をして進めていくこととしました。

委員会資料の11ページ、12ページに具体的な取組と今後の活動の方向性をまとめてあります。この資料はP T提言の概要版になりますので、詳細は、4月に議会にも情報を共有いたしました。P T提言を御確認ください。

まず、市内D Xを推進するには、職員の現状、D Xに関する意識や理解度を把握する必要があると考えまして、デジタルリテラシーに関する市内アンケートを実施いたしました。併せて、現在行っている業務や事務等に関して、業務効率化やデジタル化で解決できる課題のアンケートも実施しました。

また、市民目線でのサービスを検討する上で、今、提供している窓口サービスについて、実際、P Tメンバーが体験をし、問題や改善点の掘り起こしを目的にテーマを決めまして、転入届であったり、おくやみコーナーの利用であったり、テーマを決めまして、メンバーが市民となり、窓口利用体験調査を行いました。この三つの作業の事前準備、アンケートや窓口体験から見えてきた問題点、改善点等について集まって会議を行うほか、それぞれの空いた時間をうまく活用するためT e a m sを使つてのウェブ会議等を行い、議論を重ねてデジタル技術の導入や運用の見直しについて

五つの提言という形でまとめたところです。

12ページの資料に三つの作業と下の方に五つの枠を設けていますのでそちらを御覧ください。

詳細は割愛いたしますが、提言について対応した内容も出てきております。

例えば、1番の住民サービスの利便性向上の部分の公金キャッシュレス化は、今年度から、税・料の収納はP a y P a y等のキャッシュレス決済のアプリでの納入を可能としているところです。

3番の職員の負担軽減の業務効率化は、市内のペーパーレス化に取り組むべく方針を定めたところで、まずは部課長級で構成する会議や、課内協議等のペーパーレス化に取り組み、用紙の削減、印刷や帳合等に係る事務、コストの削減等が期待されるということです。

また、ペーパーレス化と併せまして、市の連絡ツールとしてのT e a m sの活用も進めています。このツールを活用することで、それぞれの画面に資料の共有ができ、ウェブ会議の開催等も可能となりますので、先ほどのペーパーレスの相乗効果も期待されるのではないかと考えております。

また、今後の取組について、住民サービスの利便性向上の中の市民からの要望等の管理のデジタル化につきましては、道路損傷箇所等の現場写真や、位置情報をアプリから送信できる仕組みについて建設部を中心に調整中です。これが導入されることで、アプリを通じて寄せられた要望が自動的にデータ化され、正確な情報を基に対応ができ、管理も自動的にデジタル化されることとなります。

3番の職員の負担軽減の業務効率も、今議会から導入されました傍聴席でのライブ字幕サービスシステムを活用いたしまして、A I議事録作成システム支援への展開を考えています。

また、市内のD X支援体制の整備の中の部局横断的な支援チームの結成は、先ほど補正予算欄で説明いたしました。業務システム内成果ルールを活用した展開を考えています。

また、右下のその他になりますが、20%ルールの導入を事務局から提言いたしました。

これは、職員が担当業務以外の活動に取り組む場合の目安となるように、環境省や、金融庁が導入しているルールの検討を提言したものです。

自分の業務量の一部、最高で20%というものをプロジェクトチームの活動や、通常業務以外の

活動に活用できる仕組みと考えております。

プロジェクトに取り組むメンバーを見て、担当業務以外の業務に携わる意義、活動に取り組むことで、職員のスキルアップや、市全体を捉える広い視野が得られると感じたところです。

ルールを導入するには、調整事項等、多々ありますが、活動に参画しやすい環境が整備され、業務効率向上や業務改善を期待して事務局から提言いたしました。

なお、今回のPT提言については、内容にもありますが、予算を必要とせず実施可能なものもありますので、可能なものから試行的に実施をする等、スピード感を持って取り組みます。

**○委員長（坂口健太）** ただいま当局からの説明がありましたが、これを含めて、これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（森満 晃）** この行政事務におけるデジタル技術の活用で、一般質問で私は消防で申し上げましたが、いろんな現場の写真等を、直接、河川からとか、送れないか。消防以外にも使えるということで、先々は我々のタブレットだとか携帯から現場の写真を送って情報共有できる方向性も可能ということですか。

**○スマートデジタル戦略室長（福山勝広）** 導入を予定しているアプリは、市の公式LINEのオプション機能を使ったものを考えておりまして、市の公式LINEの中に通報、市に連絡をするボタンを設けようかと考えています。

当初、建設部から道路の損傷、災害とかで穴が開いた場合に電話が来ますが、現場写真も分からない、場所もはっきりしない等々がありましたので、選択式になっておりまして、道路損傷箇所を選び、現場の写真を添付し、地図を選択して位置情報を送ると、市役所側に写真とともに位置情報も一緒に送られてくるので、受け取った側がどこで何が起こっているかすぐに分かる仕組みを作ろうと考えています。

建設部と話をして、市民からの通報体制は道路だけではないという話になり、環境課の不法投棄や、道路といいまして農道、林道と様々ありますので、農林水産部や、鳥獣害被害で、イノシシとかシカの関係の、情報もあると、関係がありそうな課に声がけをして、道路損傷通報システムという市民からの情報提供という形で整理できない

かと進めています。この仕組みを使えるものがあるとすれば、横展開を図りながらメニューを増やしていくことでいろんなことに対応できると考えております。

**○委員（森満 晃）** 議員も同じ形での使用ですか。

**○スマートデジタル戦略室長（福山勝広）** 同じように公式LINEから入力していただければ通報になりますので、そうしていただければありがたいと考えています。

仕組みを全部作った際にはアナウンスをして、電話での問合せ等も対応しながらになりますが、このシステムを使うことでより正確な情報提供ができることを市民にも周知しないといけないので、周知も含めながら進めていきたいと考えております。

**○委員（森満 晃）** 別件ですけれども、通信環境についてお尋ねしたいです。

こちらは一般質問で多くの議員もされているかと思いますが、本市における共同アンテナ関係はこちらでいいですか。

**○スマートデジタル戦略室長（福山勝広）** 地デジ関係の共同アンテナは、行政経営課が所管しており情報は持ち合わせておりません。

**○委員（森満 晃）** 別の話になりますが、山間部においてはWi-Fi等の通信関係の整備が進んでおらず、山間部で地域おこし協力隊に申請をしてもパソコン等を使うときにアクセスが困難です。山間部の通信環境の整備についてお尋ねします。

**○スマートデジタル戦略室長（福山勝広）** ハード的な整備については、先ほどお話をした行政経営課が所管していますが、地域おこし協力隊等で何らかの仕組みを入れたいときに、携帯電話やアプリを使ったものであれば通信環境が安定しておらず導入が難しいということでしょうか。

システムの導入に関してデジタル的な観点から御相談を頂ければ、内容も含めてサポートできる部分はサポートしたいと考えております。

ハード的な整備は、行政経営課を含めてお話を聞かせていただければと思います。

**○委員（大田黒 博）** DXの喜山スマートデジタル監をお呼びして、我々が一番困っているのは、医療関係とか大体分かります。位置情報等と

言われる中で地籍が終わり、各地籍の情報が納税関係を含めて各住民に行きます。現場へ行って確認すると役所の人たちも分からない。地籍と場所と航空写真を落としても当局は分からないと言いますが、DX関係を使っている方法はないのか。

役所が分からなければ、高齢者を含めて確認があると2回3回と出向いていきますが、分からない箇所が数箇所あります。素人考えでこれを使って何かできなと思います。何か案はないですか。

**○スマートデジタル監（喜山雄介）** 現場で確認しながら業務を進めているもの等もデジタル化できるところはデジタル化していきたいと思っています。地籍の調査等も含めて、プロジェクトチームの提言の中でも、現地確認にかかるコストをデジタル技術の活用で軽減して、移動時間のコストを削減し、他の業務に注力したいといった要望等も出ておりますので、御質問があった内容も含めて既存の業務にマッチする形で技術が導入できるか精査をしながら検討したいと思います。検討の対象になると考えております。

**○委員（大田黒 博）** これができたら、位置が地籍によって分かる。よそに出ておられる方が通信を通じて、こっちの土地、山林はどこにあると分かれば、画期的だと思います。薩摩川内市に喜山ありと全国に広まる気がするので御検討をお願いします。

**○委員（山中真由美）** デジタル地域通貨についてお伺いします。（仮称）薩摩川内Payはその後どう動いているのか、名称に変更があったのか、どのようにして名称を決めていらっしゃるのかお伺いします。

**○スマートデジタル戦略室長（福山勝広）** デジタル地域通貨に関しましては、先日、プロポーサル等を行いまして、契約はまだですが、業者の選定まで終わり、細かい仕様等を詰めており、具体的には7月ぐらいから動くかと考えています。

名称には正式に決定したわけではないですが、「つんPay」という仮称で動いていますが、どこにも出していない情報です。

[発言する者あり]

**○スマートデジタル戦略室長（福山勝広）** 「西郷つん」の「つん」です。名称は、今のところ「（仮称）つんPay」に変わりました。

**○委員（山中真由美）** 先日、総務文教委員会

で、三重県の多気町、大台町、明和町、度会町の4地域を伺ってデジタル通貨を視察しました。そこでは全く地名にも関係しないネーミングで、「美しい」「村」と書きますが、「美村PAY」という名前で地域通貨を発行されていました。当局の方々もネーミングに頭を使って、悩んで、一番苦慮したとおっしゃっていました。

ネーミング、アルファベットで書いても漢字で書いてもいいネーミングだなと思いましたが、今から広い範囲に、この地域通貨が広がることを考えると、ネーミングも力を入れて考えていただきたいと思います。

**○スマートデジタル戦略室長（福山勝広）** 支払いする際に相性的なものが一番いいと思います。ネーミングが大事と思っていますので、業者さんがシステム設計でイメージを持ってつくる部分が必要とのことでしたので、仮称でお伝えしましたが、正式にどういう名前にするかも慎重に協議をしながら進めたいと思います。

**○委員長（坂口健太）** 愛称の募集等、SSプラザも文化ホール跡地も、公募をして選定をしたり、市民に意見を聞いたりするところもあります。田中市長が広聴の姿勢を重視していることから、市民に意見を聞く形も十分に検討されたいと思います。

**○委員（溝上一樹）** 薩摩川内市は広域なので、私が住んでいる甕島は離島で、デジタル化地域の「デジタル化」が重要だと感じていますが、島にいと高齢の方が「スマホの使い方を教えてくれ」とか、いじってどうにもできなくなったとか、結構あります。デジタル化を進めていく上でスマホ教室もあると思いますが、甕島振興局や市民サービスセンターが高齢者のスマホの扱い方、困ったときの対応ができるサービスをしてほしいです。

離島で高齢化率が高く、デジタルに苦手意識を持たれている方が多いです。職員の掘り起こし、育成との字句がありましたが、島の職員でデジタルに強い方はおられますか。

**○スマートデジタル戦略室長（福山勝広）** 島に配置されている職員のデジタルスキルを把握していませんが一人一人がDXに関する考え方を職員が持たないといけないと思いますので、研修等の必要があると考えています。

あとは、デジタルデバイス対策です。スマホの使い方等も行政経営課になりますが、携帯ショップとコラボしたスマホ教室の開催や、今年度から地区コミの補助金としてDXコース、デジタルに関する補助金を地区コミで活用されて、地区コミを主体として開催をされる、各地区の若い年代の方に先生になっていただく体制を取って、より細かく支えていただくような仕組みづくりもしていただければ助かると思っています。甕に限らず、職員全体のスキルアップは必要だと考えております。

**○委員（溝上一樹）** 各携帯のメーカーさんとお越しいただいて開催していただくのですが、スマホは毎日使うもので、高齢の方だったら島外の親御さんや息子さんと、急にスマホがつかないだけで心配になるので大切なツールです。市の職員に若い子もいると思うので相談に乗ってもらえれば助かります。

また、薬局等でタブレットを使ったお薬の説明等も始まっています。アナログなやり方かもしれないが、プロフェッショナルの職員を置いていただいて、デジタルが離島で普及するようによろしくをお願いします。

**○スマートデジタル監（喜山雄介）** 導入するものはスマートフォンを使っている方であれば操作等が簡単にできるものですので、専門性のある職員が必要ではないと思っています。

かつ、誰も取り残されない社会にと、国全体でもデジタルを進めていますが、どうすれば高齢者がアプリをスムーズに使えるかがとても大事だと強く言われています。

我々が作るアプリも、できる限り使いやすさを追究して、簡単に操作ができる、操作方法の分かりやすさは突き詰めてやりたいと思っています。

加えて、これからアプリ化されていくと思いますので、少しずつ簡単なところから慣れていただくことをやりたいと考えております。

**○委員長（坂口健太）** 甕島の職員の件は甕島振興局で聞いてください。

委員の質疑は尽きたと認めます。委員外議員からありますか。

**○議員（井上勝博）** この財源はマイナンバーカードが、ある程度普及した自治体にお金が入って、そのお金を使ってシステムを考えると

いるので、マイナンバーカードが中心だということは、これは縛りがありますか。お金を使う場合にマイナンバーカードを活用する事業に充てるということに縛りがあるのかを知りたい。

私はマイナンバーは持っていないけれども、病院にかかります。その医療情報を病院が把握します。それはクラウド上にあります。マイナンバーカードを用いてそれを取り出すということですが、私がマイナンバーカードを持っていなければ取り出せないということで、医師も取り出せないとなるのか教えてください。

**○スマートデジタル監（喜山雄介）** マイナンバーカードの利用の縛りはないです。

ただ、事業としてはマイナンバーカードが普及した自治体においてマイナンバーカード中心の利用というのも一つの軸として事業を展開するとなっております。

各病院で私の情報を見ていいですよという同意のためにマイナンバーカードを使っていただくことを想定していますが、マイナンバーカードを持っていない方はまた別のカードを配布いたしまして、そのカードを使って同意の意思表示をしていただくシステムを考えております。

ただ、これからマイナ保険証等、カードは一つであったほうが便利ということで、基本的にはマイナンバーカードが中心になると思いますが、それ以外の方を排除せずに事業を展開したいと考えております。

**○委員長（坂口健太）** 以上で、スマートデジタル戦略室の審査を終わります。

---

△選挙管理委員会事務局の審査

**○委員長（坂口健太）** 次に、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

---

△所管事務調査

**○委員長（坂口健太）** それでは、議案がありませんので所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（坂口健太）** 質疑はないと認めます。

以上で、選挙管理委員会事務局の審査を終わ

ます。

---

△会計課の審査

○委員長（坂口健太）次は、会計課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（坂口健太）それでは、議案がありませんので所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口健太）質疑はないと認めます。  
以上で、会計課の審査を終わります。

---

△監査事務局及び公平委員会事務局の審査

○委員長（坂口健太）次は、監査事務局及び公平委員会事務局の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（坂口健太）それでは、議案がありませんので所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。質疑はないと認めます。

以上で、監査事務局及び公平委員会事務局の審査を終わります。

ここで、休憩します。再開はおむね15時過ぎとします。

~~~~~

午後2時50分休憩

~~~~~

午後3時 6分開議

~~~~~

○委員長（坂口健太）休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

△秘書広報課の審査

○委員長（坂口健太）次は、秘書広報課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（坂口健太）それでは、議案があり

ませんので所管事務調査を行います。当局に説明を求めます。

○秘書広報課長（川床和代）パブリックコメントの実施方法の変更について説明いたします。

資料は3ページになります。

本市では、平成17年度から開始したパブリックコメント制度ですが、市政に対する意見の提出や提案の機会を効果的に確保するために昨年度から一部見直しを行っております。

まず、昨年度は意見の提出の手段について、ウェブ上の投稿フォームを追加したところですが、今年度はパブリックコメント手続に係る公表資料の閲覧手段の見直しを予定しております。

閲覧手段においては、メインとなっておりますのは、市ホームページ上での閲覧ですが、このほかに紙媒体でも市内公共施設等に設置しております。この設置場所について見直しを行うものです。

具体的な設置場所は資料の中ほどの表のとおりとなっております。これまでの実績等を踏まえ、48地区コミュニティセンターへの設置分を地域公民館に集約、新たに市内大学等を追加、希望者には個別に郵送で対応することとし、8月に予定しております今年度第1回目のパブリックコメントから開始予定としております。

○委員長（坂口健太）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めてこれより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（新原春二）パブリックコメントの紙ベースの変更で、各地区のコミュニティセンター48箇所を削って、各地域の公民館7か所に集約をされますが、地域の意見を吸い上げるのは各地区のコミュニティ協議会と私も思っていますし、ここを中心とした意見集約なり、逆に役所からの情報提供が地区コミュニティ協議会にあっていると思います。ここは全部事務所を持っていますので重要なセンターだと思っていますけれども、実績が乏しいことで集約をすると聞きましたが、実績が乏しいだけ残さなければいけないと思いますが、この辺はいかがでしょうか。

○秘書広報課長（川床和代）この見直しを検討するに当たり、各地区コミュニティセンターにもう一度実態を把握したいと、実際の閲覧がどれくらいあったか統計を取りました。

その結果、見られる方がなかなかいっしょらず、違う手段を考えたいと今回の手段を検討して決定しましたが、これまでのパブリックコメントも、地区コミュニティセンターには閲覧の書類だけで集約等はお願ひしておりませんので、それぞれで御提出していただく形で結論に至りました。

あと、若い方に見ていただけていない実態がありましたので、大学等に御協力を頂きまして新たに設置すると検討したところです。

**○未来政策部長（古川英利）** 地区コミュニティが地域の声を吸い上げる大切な機能を持っていることは、委員おっしゃるとおりでありまして、我々も同じ考え方です。

書類を置くのはやめますが、パブリックコメント手続に入るお知らせはコミュニティ主事を通じてお伝えしたいと思います。ホームページにも出ますが、気づかない場合もあります。お知らせはコミュニティ課のネットワークでコミュニティ主事に連絡が取れますので、お知らせはしていきたいと思います。

**○委員（新原春二）** 地区コミュニティセンターは地域のセンターですので、我々も非常に重要視しています。

今回こういう提案があって、地区コミュニティ会長会議で議論をされたのか。そこで、しょうがないという状況になったのか、その点はどうか。

**○秘書広報課長（川床和代）** コミュニティ協議会の会長様にこの件に関して、お尋ねしたことはございません。

**○未来政策部長（古川英利）** こういうやり方を変更することをお知らせして、また意見を聞く場を設けたいと思います。

**○委員（新原春二）** これが今まであって、コミュニティの会長さんがどういう判断をされたかは分かりませんが、意見を出すための一つのツールだと思っていらっしゃると思います。コミュニティの会長さんに伝達をされて、こういう理由でこうなりましたという報告だけは通しておいていただきたい。

**○委員（山中真由美）** パブリックコメントの紙媒体ですが、QRコードがついている形になりますか。

**○秘書広報課長（川床和代）** 紙媒体を置く設

置場所は、ポスターQRコードを付して掲示する形を考えております。

**○委員（山中真由美）** QRコードを読みさえすればパブリックコメントが見られる形になりますか。

**○秘書広報課長（川床和代）** 紙媒体が置いてあるところですので、紙媒体は見られますが、資料自体のQRコードと、投稿フォームにつながるQRコードを付して掲示したいと考えております。

**○委員（山中真由美）** 大学であったり、市内の若い世代が集まるところに紙媒体でも設置していただけるということなので、若い世代は特に市のホームページを見に行ったりしないと思うので、見やすいように、すぐアクセスできるようにしていただきたいと思います。

また、地区コミからアクセスがなかったとならないように、どれだけアクセスがあったかとか見られているとか、数字的な面も把握をしていたきたいと思います。

**○委員（大田黒 博）** 課長に2年、1年半前、広報紙の在り方を入来で問いましたが、それ以後、「どういう方法が取られていますか」と質問が来ます。薩摩川内市は約1万人、世帯数にして1,000世帯の自治会に加入してない方々がいますが、昨日も生活福祉委員会で防災マップの議論があったようでございますが、納税しているのに届かないのか、災害があったときにどうするかということを含めて、市民の言い分は一緒だと思っております。薩摩川内市に住んでいるなら広報を見たいということですので、入来の地区であったのであれば、その方々には何らかの形で届ける方法を取られたのか、進み具合を確認したいです。

**○秘書広報課長（川床和代）** 自治会文書のことになりますので、またコミュニティで確認いたしますが、2年ほど前にお話しして以降の進捗といたしましては、コミュニティ課が委員にお伺いしてお話したと思いますが、今月中旬ぐらいに自治会未加入者の方々に「加入促進のお知らせ」という形で案内の文書を送付していると思います。その中で、特にお困り事としては災害のときの避難場所や、生活していく上ではごみの問題等があります。それと自治会文書、特に広報紙、議会だより等がお手元に届かないことについて御案内を

差し上げた上で送付いたしております。

広報紙について申しますと、市内の設置箇所について一覧表を同封しているかと思います。

○委員（大田黒 博）住民から問合せがあって皆さん方は「コミュニティ課です」「広報課です」「防災課です」と、所管ごとに担当をリンクした形で振られます。我々に広報紙を出せばいいぐらいの感覚でおられると思っています。しっかりと届けるのはコミュニティ課です。

僕は、住民から言われればリンクした形で所管の課が連携して対応に当たらないと解決はできないと思っています。一番分かっているのは古川部長だと思っていますが、市民の要望に対して、後手後手になっている気がします。

だから、防災マップの配布にしても、災害があったらどうしますかという質問を後手後手で協議してみますと回答する。市民に関係がある広報課を含めて、こういう問題があると、一緒に連携を取りながら市民に対して自治会の加入率を増やす云々をここで検討しないと、減る一方だと思えます。何らかの対策を打たなければならないでしょうが、課長が言われる後手後手で他の課に振るようでは住民に考えが届かないと思っていますがいかがお考えですか。

○未来政策部長（古川英利）おっしゃる防災の考え方、助け合い、福祉も含めて、「自治会加入者と未加入者を区別するのか」という問合せも頂いております。

基本的な考え方は、行政も自治会加入に力を入れて、平均でも8割を切った状態ですので、できるだけ加入者を増やしていくことを諦めずにやらないといけないと思っています。

ただ、何で自治会加入を進めるかというと、災害があったときの避難生活で、熊本でもあったことですが地域の力は非常に大きい。いざという時の平時のお付き合いやコミュニケーションも大事という考え方で、未加入者の方にも伝えたいという思いがあり、今月、文書も送付いたしております。

市役所内部でも自治会加入を強くできないかと検討を進めておりますので、お時間を頂いて、そっちの方向を進めつつも、未加入者の方を置いていくわけにもいけませんので、そういった併用方式で進めていきたいと考えています。

○委員（大田黒 博）課長が言われるとおり、時間がかかると思っておりますけれども、防災を含めて、自治会の未加入者を含めて薩摩川内市に広域合併したところは、町があり、タウンがあり、地方があります。そして地方を大事にする、お年寄り、高齢者を大事にする意味から広報を読みたいときに「広報紙は市のホームページ等でも出ていますよ」というのは都会の考えだと思っておりますが、支所の職員が時間を作りながら広報紙が欲しいところは問合せを頂ければお持ちしますとか、回覧でついでに回せますとか、気配りを含めて何とか連携を取りながらやれないかと思えます。

だから、末端まで行った、心の通った通い合いをするともっと大きな町でいい触れ合いができる気もするので、それが活性化、まちづくりだと思っておりますが、一人一人が末端までの気持ちを含めて扱いを考えてもらえれば、解決の方法にも向かうのではないかと思います。

広報一枚でも「届かない」「いや、届いた」という話があれば、話題性があって、広報の在り方、というのが載っていました等が地域で、地方で、田舎で話が出たりすると、広報を出している側とすればありがたいし、うれしいのではないかと思いますし、気配りを含めた末端までの気持ちがないと自治会未加入者の増になるかと思います。その辺を含めて、ノウハウを持った力のある皆さん方です。所管をリンクしながらやっていただければありがたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

○委員長（坂口健太）委員による質疑を尽きたと認めます。

以上で、秘書広報課の審査を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △企画政策課の審査

○委員長（坂口健太）次は、企画政策課の審査に入ります。

---

#### △議案第75号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（坂口健太）まず、審査を一時中止しておりました議案第75号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○企画政策課長（下門隆嗣）まず歳出ですが、

予算に関する説明書 22 ページになります。

2 款 1 項 6 目企画費は、歳入の土地利用対策費交付金の決定により、土地対策費の会計年度任用職員報酬等を減額し、需用費を増額したものでございます。

次に 39 ページになります。

1 0 款 5 項 2 目文化振興費のうち、企画政策課分は説明欄の上から四つ目の丸で恐竜化石活用事業費でございますが、総務文教委員会資料で説明いたしますので未来政策部委員会資料の 4 ページをお開き願います。

1、恐竜化石活用事業について、令和 3 年度から改修工事を実施しているほか、発掘体験会や熊本大学と連携した集中発掘調査等、研究、普及・啓発を行っております。

(1) 令和 5 年度。第 5 回補正は、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金を活用した事業であり、ソフト事業のクリーニング作業等における会計年度任用職員報酬等やハード事業の備品購入費、展示に係る委託料を増額補正するものでございます。

(3) スケジュールでございますが、5 年度は 1 階の一部、現在の展示ホールでございます。それと 2 階の改修工事になります。

なお、9 月からミュージアム部分は閉館いたします。

(4) 改修工事箇所につきましては、平面図、水色の網かけ部分でございます。

次に、歳入となります。

予算に関する説明書に戻っていただき、16 ページになります。

1 7 款 2 項 1 目 1 節総務管理費補助金であります。二つ目の丸で土地利用規制等対策費交付金の交付決定による減額調整であります。

続きまして、同じく、16 ページ、1 7 款 2 項 8 目 4 節社会教育費補助金の企画政策課分は、歳出で説明いたしました特定離島ふるさとおこし推進事業補助金の交付決定による補正でございます。

**○委員長（坂口健太）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（福田俊一郎）** 甕ミュージアム構想事業についてお尋ねします。私が過去の予算書をめくる中で、令和 4 年度で 1 億 4,600 万円ほど、

令和 5 年度の当初で 1 億 4,700 万円、今回の補正で、ソフト事業で 1,000 万円と、展示施設整備で 3,000 万円と予算計上をされています。本来ならば単年度なり大きな事業であれば債務負担行為の設定をして、議会で議決する中で進めていかなければならないと思いますが、前回、お尋ねしたときも総事業費が 5 億 5,000 万円と言われました。こういった金額ですが、この債務負担行為と、継続費を設定しなかった理由等について回答をしてください。

**○企画政策課長（下門隆嗣）** 甕ミュージアム事業は、県の特定期島ふるさとおこし推進事業補助金を毎年度活用しており、原則、予算繰越ができないことから、計画的に単年度事業で実施しているところでございます。

**○委員（福田俊一郎）** 継続費であれば、課長がおっしゃるとおりですけれども、債務負担行為はやり直すことができますので、債務負担行為として事業を進めることができますと思います。特定離島振興の補助金ということでしたが、令和 6 年度、7 年度開館と計画年度、年数を示しておられるので、県からの補助金の見込みもあって議会に示されているものと思いました。

当初から債務負担行為ができなかったのか、途中で事業費の変更があれば債務負担行為のやり直しもできますのでそういった対応ができなかったのかと考えています。

これだけの大きな事業費とは思っていなかったもので、かつて本会議でもこの甕ミュージアムは、予定があるかと質問がありましたが、予定はないという答弁もあったと私は記憶しています。

ところが、こうして出てきましたので、本来の手続等に従うべきではなく、債務負担行為で手続を踏んでいくべきだと思います。

**○企画政策課長（下門隆嗣）** 本事業は 2 年度から実施設計が始まって、6 年度まで 5 億 5,000 万円という改修工事を予定しております。債務負担行為の話でございますが、県の離島振興課でふるさとおこし推進事業を所管しておりますけれども、事務手続で毎年度申請していく形で採択を受ける形になっております。

債務負担行為についての議論については、当初議論はなされたのかは分かりませんが、毎年度、県に申請して採択を頂く、部分的な工事と

いうことで協議を進めてきました。

**○未来政策部長（古川英利）** 県との関係で我々の見込みを勝手に発表できないこともありまして、毎年度要求という形を採っています。

委員がおっしゃるのは、5億5,000万円という大きい事業費なので、全体像を年度ごとの管理も含めてもっと見える化すべきだという御趣旨だと思います。今後の計画の予定と進捗状況は、全体経費が見える中でお示しする工夫はできると思いますので、予算計上の仕方は県とのやり取りがあって難しい部分がありますが、ここでの御報告の仕方は工夫をしてみたいと思います。

**○委員（福田俊一郎）** 部長が言われるように、予算の計上の見える化ということで、一つの大きな事業ですので、対応をしていただきたいのと、県の補助事業で、やむを得ない状況でこういう対応、取組をされたと理解をしました。

基本的には、毎年度の予算要求をして補助がつくかという話でしたけれども、令和7年度の開館に向けて既に公表されていますが、大丈夫でしょうか。

**○企画政策課長（下門隆嗣）** 特定離島振興の目的にも、地域振興等、地域活性の部分もありまして、これまで県の御支援を頂いています。引き続き御支援いただけるものと考えております。

**○委員（福田俊一郎）** ぜひ開館に向けて頑張ってくださいと思います。

あとは、博物館について、どういった運営をされていけるのか、説明を頂きたいと思います。

館長、学芸員の話も説明をお願いします。

**○企画政策課長（下門隆嗣）** 博物館法に基づく法令の博物館になろうかと思っています。

学芸員は2名在住しておりますが、館長等につきましては今後検討してまいりたいと思います。

**○委員（新原春二）** 予算について異議はないです。

この改修の案件について、去年から3回行っていますけれども、ミュージアムに行っても問題はないですかと聞いていますが、1点クリーニング室に外から入るところがなく、衣装や材料を持ってきてクリーニングをするけれども、玄関からしか入れないという話を聞きました。できれば、収容をするところの後ろに、1か所、外から搬入ができるものがあつたらと感じました。工事的には分

かりませんが、ミュージアムですからお客さんが増えてくると思います。整理券を発行しなければならないような、お客さんの入りを期待しますが、玄関から発掘したものを運んでクリーニング室に持っていくということは、執務室の前を通過してクリーニング室に持っていけないといけないですが、そこら辺の搬入の動線は考えていらっしゃいますか。

**○未来政策部長（古川英利）** 設計をして改修が入っていますけれども、その議論もありました。作業する方は、自分が最短距離で外に出入りをしたいという御要望、御意見も現場からも出ておりました。

ただ、この建物自体かなり強固なところで出口を増やすにはお金もかかるとこともありますが、スタッフの動線の見える化で、目の届かないところでの出入り等の議論もありまして、既存を生かした形で作業ができて、効率性等調整した結果、今の形になっています。作業される方は、もう外にぱっと出て、ぱっと帰ってという御議論もありましたが、学芸員も状況を分かっておきたい、見えておきたいと両方の意見をまとめて今の形いたしました。

また、実際に運用しながら後からドアをつけるというのは厳しいと思いますが、運用面でカバーできないか等、改めて意見は聞いてみます。

**○委員（新原春二）** 学芸員の動きだけではなく、お客さんが玄関から入って、展示物を見る、鹿島の市民が執務室にいろんな手配に来る状況を考えた場合に、搬入をする時間帯を変えることはできるかもしれませんけれども、鉢合わせしないように配慮してほしいと思います。お客さんがいるのにリアカーを引っ張っていくのはいかがかと思いましたし、行った人もそう話をしました。搬入の時間、物等も調整して、入り口ができないのなら考慮していただきたいという意見です。

**○委員長（坂口健太）** 質疑は尽きたと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第78号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（坂口健太）** 次に、議案第78号令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○企画政策課長（下門隆嗣）第6回補正予算に関する説明書の6ページになります。

第1表債務負担行為補正でございますが、事項、薩摩川内市土地開発公社事業資金融資元利金・債務補償は、土地開発公社が新たに実施しようとする瀬ノ岡用地開発事業において、借り入れる事業資金2億円について債務補償をする限度額を1億円から3億円に増額変更するものでございます。

○委員長（坂口健太）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（森満 晃）融資限度額が1億円から3億円で、2億円の差があります。説明をお願いします。

○企画政策課長（下門隆嗣）土地開発公社が今後行います事業費が2億円弱と聞いておりますので、事業費を借り入れる借入資金により運用していくということで増額変更するものでございます。

○委員（森満 晃）この2億円は当初から想定されていましたか。

○未来政策部長（古川英利）土地開発公社で総額3.5億円の瀬ノ岡用地の事業を今からやろうということで、提案いたしました。3.5億円のうち、今年度、事業に充当する額が大体2億円です。債務補償額を2億円といたしました。

今から用地買収等をやりまして具体的な計画は今後出てくると考えております。

○委員（森満 晃）来年度も変更が予想されますか。

○未来政策部長（古川英利）今年度、順調にいけばこの3.5億円の事業で約1ヘクタールぐらいの用地買収と造成をやりたいと考えておりますけれども、来年度はどうかは今から用地買収をしていかなないと分かりません。

○委員長（坂口健太）そのほか、御質疑はありませんか。質疑は尽きたと認めます。

以上で、議案第78号令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算について質疑が全て終了しましたが、本案の討論採決については、議案第75号の討論、採決後に行います。

それでは、ここで、議案第78号の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（坂口健太）次に、所管事務調査を行います。当局に説明を求めます。

○企画政策課長（下門隆嗣）未来政策部の委員会資料の5ページをお開きください。

1、川内文化ホール跡地利活用事業につきまして愛称募集を行っております現状を報告いたします。

（1）概要でございますが、工事が進められております川内文化ホール跡地利活用事業の施設の愛称募集が実施されました。

ア、愛称募集期間につきましては、令和5年5月11日木曜日から6月9日金曜日の30日間。

イ、応募件数は、県内外から480件ありました。選定委員会で絞り込みを行いまして、（2）今後のスケジュールでございますけれども、事業者において商標登録の確認作業中でございます。予定では、7月下旬から8月下旬にかけて愛称投票を実施予定。その後、9月中に愛称が決定する予定でございます。

（3）愛称の募集、選定等につきましては、事業者、地元関係者（川内地区コミュニティ協議会、大坪自治会、太平橋通り商店街振興組合）、市から構成されている選定委員会を中心に行われているところです。

また、九州電力は来年度3月の開館に向けまして開館準備業務について、CCC（カルチュア・コンビニエンス・クラブ）との委託契約を締結しているとのことです。

なお、運営業務につきましては、今後締結予定とのことでございます。

○委員長（坂口健太）ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎）川内文化ホールの跡地利活用事業についてお尋ねします。

先ほど図書館で図書の利用についてお聞きしたところ、CCC（カルチュア・コンビニエンス・クラブ）と、事業者が入って、段取りをされているということで、図書閲覧サービスのスペースの横にカフェができる予定です。そのカフェがもう既に設計も済んで、事業も進んでいますが、正式に発表してもいいのではないのでしょうか。

○企画政策課長（下門隆嗣）開館以降の運営業務委託は今後の予定で具体的なテナント・カフェはまだお聞きしていません。

○委員（福田俊一郎）土地の貸付料について、今年の1月11日から貸付けの収入が入ってくる予定と思いますが、九電さんとの借地契約をされて年間1,900万円で29年間の契約をされています。

しかし、今回の予算提案の中で、物価の高騰に対する補助事業もあり、世の中は物価高騰となっております。物価高騰となれば土地の値段も上がり、公有地の積算もどこかで見直さざるを得なくなると思います。

今回の借地契約の年間1,900万円は既に契約は済んでいます、借地の貸付料の見直しはされる可能性がありますか。

○企画政策課長（下門隆嗣）現在のところ、借地の見直しは検討していません。

○委員（福田俊一郎）借地料の見直しという時期ではありませんから、そうですが、将来的に土地が高騰した際に、この借地契約の中で見直しができるものか、その可能性があるのか明確にしていただければと思います。

○未来政策部長（古川英利）路線価に応じて見直しができるようになっておりまして、3年後に路線価に基づいて計算式による改定を行うものとするということで先方と約束をしているところでございます。（40ページの発言により訂正済み）

○委員長（坂口健太）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員から質疑はありますか。

○議員（井上勝博）川内原子力発電所を対象にして土地利用規制法が適用されると報道があったと思いますが、関係があるのか教えていただきたいです。半径1キロメートル圏内の不動産売買について影響が出てくるとありますが、調べてみたら久見崎みらいゾーンが引っかかっていますが、い影響があるかも教えていただきたいと思います。

○企画政策課長（下門隆嗣）土地利用、この交付金はおっしゃっている規制とは関係ございません。それと久見崎みらいゾーンについても規制対象にはなっておりませんので。

○委員長（坂口健太）それでは、質疑は尽き

たと認めます。

以上で、企画政策課は終わります。

△コミュニティ課の審査

○委員長（坂口健太）次は、コミュニティ課の審査に入ります。

△議案第75号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（坂口健太）まず、審査を一時中止しておりました議案第75号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○コミュニティ課長（田中英人）第5回補正について説明いたします。

歳出から説明いたしますので、予算に関する説明書の22ページをお開きください。

2款1項15コミュニティ費、事項、コミュニティ推進費で補正額は補助金240万円の増額であります。これは自治総合センターが行う一般コミュニティ助成事業で、東郷地域の鳥丸コミュニティ教育会が申請しました地域活性化のための事業が採択されたものでございます。

この事業は備品購入費に係る補助事業で、100万円以上250万円以内の事業が対象となり、総事業費の10万円以下を切り捨てた額の補助となります。

続きまして、歳入について説明いたします。予算に関する説明書の16ページをお開きください。

17款2巻1目県支出金、県補助金、総務費補助金の本課の補正額は203万6,000円の増額でございます。

これは本課事業でございます結婚新生活支援補助金に係る事業で、当初事業費1,222万円の2分の1の補助を予定しておりましたが、県が主体となって事業を展開し、それと連携した事業として決定を受けたことにより、補助率が3分の2になったことから増額されたものでございます。

続きまして、20ページをお開きください。

22款5項4目雑入、雑入の本課分の補正額は240万円の増額でございます。

これは先ほど歳出で説明いたしましたが、自治総合センターが助成する一般コミュニティ助成事業助成金の240万円分でございます。

○委員長（坂口健太）ただいま当局の説明が

ありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口健太） 質疑はないと認めます。

以上で、議案第75号令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口健太） 討論はないと認めます。

これより、採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口健太） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第78号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（坂口健太） 次に、審査を一時中止してありました議案第78号を議題とします。

本案については、先ほど質疑が全て終了しておりますので、これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口健太） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口健太） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△所管事務調査

○委員長（坂口健太） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○コミュニティ課長（田中英人） 総務文教委員会資料の6ページをお開きください。

1、コミュニティ協議会についてでございます。地区コミュニティ協議会が自立に向けたコミュ

ニティビジネスの創出拡充に活用する地区コミュニティ活性化事業補助金に対する採択事業でございます。

本年度は、下甕地域の子岳地区コミュニティ協議会の子岳カフェ「茶やみっちり」事業でございます。

この事業は地区の象徴である「みっちり草原」への中継点とし、大名たけのこの水煮の商品化や販売、観光客への観光案内や軽食の提供、キャンプ場の営業等、地区の特産品の製造発売、販売等の拠点とし、交流人口の増加や地区の活性化につなげる事業でございます。子岳地区は3回目の申請であり補助率50%、総事業費91万円、補助額45万5,000円でございます。

今後、アフターコロナを見据え事業拡充できるように、支援してまいりたいと思っております。

続きまして、2、自治会についてでございます。

先ほど秘書広報課でもありましたが、例年、自治会未加入者に対する自治会加入促進の案内につきまして11月頃に行っていますが、本年度は6月と11月の2回実施することにより、加入促進に努めております。

加入促進の案内に併せまして広報紙の市内公共施設等の設置場所と公設ごみステーションの紹介もいたしました。あくまでも加入促進が主ではございますが、多くの市民の方々に広報紙等を御覧いただくために配慮いたしました。

続きまして、3、市民活動事業についてでございます。

本年3月に令和5年度市民活動支援補助金ステップアップコースの審査会を行い、三つの事業が採択されました。

映像集団薩摩川内は、市内の記録映像やドローン撮影を用い、市内の記録映像を作製し、YouTube等で配信しながら本市のPRをする事業でございます。

また、向田地域元気復活協議会は祇園祭を中心に地域の活性化事業を展開しながら、老若男女を問わず郷土愛を育む事業でございます。

入来花水木会は歴史ある入来麓地域での景観やその保護について、まち歩きの実施や入来文書に係る講演会を実施しながら、地域活性化や地域の知名度向上を目的に事業を展開しております。

採択団体事業の活動は様々でございますが、い

ずれも市民活動を活発に行いながら、地域貢献、地域活性化に向けた事業でございます。

来月には、市民活動支援補助金のスタートアップコースの審査会も実施予定でございます。引き続き市民活動支援団体の支援に努めてまいります。

**○委員長（坂口健太）** ただいま当局の説明がありました、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（溝上一樹）** 甌島振興局の件で、甌島振興局長がおられるので聞きます。スマートデジタル戦略室でもお願いしました。

議会で一般質問等でも島民の声を伝えています、光もつながって、離島のデジタル化の重要性等を考えても、今後、デジタル化が進むと思われますが、各書類の手続だけではなく、ちょっとした相談や、スマホの使い方の相談等を市民である島民の声が甌島振興局やサービスセンターや支所に届くよう活用できると思います。《デジタルに対する市民の「相談」が、市民の声を聞く機会の創出に繋がる》実際に川内にいて、夜に3件ぐらい甌島地域の人から携帯の使い方、音が出ないと相談があり、甌島にいないので申し訳ないと返事をします。そのときサービスセンターに行かれてくださいとか、相談に乗ってくれますよとか、できればいいと思いました。そうするとそれを活用していろんな市民の声が行政に届くと思います。職員さんも現在も相談に来られたら対応すると思うのですが、受け身ではなく、情報発信も含めて、一言もらえればうれしいです。

**○未来政策部次長（堂元光信）** ITに関する啓発・推進について、公式に限らずという部分もありながらですが、細かなことでも電話でも、お越しいただいてもいいですし、近くに職員がいれば行かれますので、お気軽に御相談ください。

積極的な推進というか、学習、勉強、支援となるでしょうけれども、本庁ともどのような形で展開できるか協議をしたい。

生涯学習等でもありますけれども、この携帯電話の普及の経緯を見ますと、高齢者の方でもスマホがないと生活が成り立たなくなっています。

ただ、よく聞くと「特定の機能しか使えない」と言われていますから、広く学んでも忘れて使わないですため、日頃使いたい必要なものに特化して何回もやっていく方法がいいと感じております

ので、この辺は関係課と協議しながら検討していきたいと思います。

**○委員（溝上一樹）** 甌島振興局は、いろいろな若い人がいると思いますが、市民サービスセンターで嘱託の若い人がいなくなったら対応できないと思います。市民サービスセンターも、甌島振興局から車で10分くらいなので、島民が、高齢者の方がバスで行くのではなく、来て教えてくれる体制づくりもよろしくお願いします。

**○委員（大田黒 博）** ここに「自治会未加入の皆様へ」という文書を頂きました。これは年2回発送するということでした。

これを見ますと、自治会に加入することで解決できることがありますと「災害時あるいは被災時に助け合いがほしい」等、諸々が書いてあります。これは一辺倒のもので、1万人の方々が未加入です。この方々の未加入の原因をこれでどれだけ突き止められるかになりますと、不安、疑問があるかと思っていますが、これはこれでいいと思います。

これは1万人の方々に配布されているわけですよ。秘書広報課長にも言いましたが、広報紙の購読をしたいのに来ないということで、こういうものを配布するときに併せて広報紙と一緒にされたのか。そうすると、1年半、2年前にあった問題が少し解決したのかもしれませんが、なぜ未加入なるものが起きているのか、未加入者に対する思いが聞けないかと思っています。広報紙の配布をされたのか。次のステップとしてどういう手を打っていかれるのか。1万人の方々に広報等が伝わらないとなると、災害を含めて、問題があるといつも思っています。

課長、先ほども他課とリンクしてやってくださいと部長にもお願いしたのですが、次のステップとしてどのような思いでおられるのかと思っています。

**○コミュニティ課長（田中英人）** 大田黒委員がおっしゃることは、本当にまともな、思いがよく分かっているところでございます。

昨年、自治会の未加入者に対してアンケートも実施したところ、多くの方々が役員になりたくないとか、役員がすぐ回ってくださることもありますから、未加入者にも役員の問題を解消したい。

鹿大の講師の方に来ていただいて、自治会のや

り方も、一人の方が全てを背負い込んでしまうやり方から、皆さん、得意不得意があるということから、いろんな方々で役割を分配することで負担が軽減されて、得意なものはできている形という事例も示していただいて、少しずつですけれども、新しいやり方も入ってきています。

また、地域ごとに講演会等もしながら、自治会に入っていच्छる方々の言い分も、未加入の方々の言い分もあるので、両方聞きながらうまくいけるような、簡単にはいかないとは思いますが、時間がかかりますが、自治会加入の事務を務めてまいりたいと思います。

鹿児島市、霧島市、鹿屋市の自治会加入も調べましたが、鹿屋市が50%台、霧島市においては40%台と低い水準で、比べますと薩摩川内市は75%ぐらいなので高くはありますが、合併時とすると下がっているのも事実でございますので、皆さんが自治会に加入できる形で進めるよう頑張っていきたいと思っております。

○委員（大田黒 博）まともなことだと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（坂口健太）質疑は尽きたと認めます。委員外議員から質疑はありますか。

○議員（犬井美香）向田地域の元気復活協議会は、スタートアップコースからのステップアップでしょうか。

○市民活動支援担当主幹（鶴田教子）向田地域元気復活協議会ですが、ステップアップ講座だけでございます。

○議員（犬井美香）地域の親子に共同愛を育む活動がありますが、具体的にどのような活動を通して地域愛を育むのか教えてください。

○コミュニティ課長（田中英人）この事業は、祇園祭という伝統のある、100年以上の歴史ある事業でございまして、後継者がいないということが課題であって、コロナ禍もありましたが、各世代間で伝統行事を皆さんでつないでいこうと、この地域の元気復活協議会の方々が募って、ずっとこの祭りができるよう、小学生、中学生、高校生といろんな世代の方々に、祭りの準備から伝授して、つないでいただいている事業でございます。

○委員長（坂口健太）質疑は尽きたと認めます。

以上で、コミュニティ課の審査を終わります。

○未来政策部長（古川英利）すみません。先ほど企画政策課のところで、文化ホール跡地の物価高騰に伴う土地の貸付料の見直しを私どものほうが契約に基づいての話をしたんですが、最終的にはそういう形にもなりますが、路線価に応じて見直しができるようになっておりまして、路線価で変更の要素という。3年後に路線価に基づいて計算式による改定を行うものとするということで先方と約束をしているところでございます。

（37ページで訂正済み）

○委員長（坂口健太）ただいま本件について追加で答弁がありましたけれども、その件について追加で質問がございしますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口健太）よろしいですか。では、御説明ありがとうございました。

以上で、未来政策部を終わります。ありがとうございます。

△議事調査課の審査

○委員長（坂口健太）次は、議事調査課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（坂口健太）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口健太）質疑はないと認めます。

以上で、議事調査課の審査を終わります。

△陳情第2号 「学校における新しい生活様式を実現するための教職員定数の改善と、義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書」について

○委員長（坂口健太）次に、陳情第2号を採択すべきものと決定しましたので、ここで、お諮りします。

学校における新しい生活様式を実現するための教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書についてを日程に追加して、こ

れを議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口健太）御異議なしと認めます。よって、この件を日程に追加して、これを議題にします。

まず、書記からタブレットに意見書案を配信させます。

〔意見書（案）配信〕

意見書案は陳情書の内容と同様でありますので、朗読は省略します。（巻末に意見書（案）を添付）

御覧いただきたいと思います。それでは、この意見書案について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口健太）御意見はありませんので、文言等の軽微な修正については委員長に一任いただくこととし、委員会として本意見書案を本会議に提出したいと思いますが、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口健太）御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

以上で、学校における新しい生活様式を実現するための教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書についてを終了します。

以上で、日程の全てが終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に御一任いただくことで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口健太）御異議なしと認めます。よって、そのように取扱います。

---

△閉会中の委員派遣について

○委員長（坂口健太）次に、閉会中の委員派遣についてお諮りします。

現在のところ、閉会中に現地視察等の予定はありませんが、委員派遣を行う必要がある場合はその手続を委員長に一任いただきたいと思いますが、そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口健太）御異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

---

△閉 会

○委員長（坂口健太）以上で、総務文教委員会を閉会いたします。



## 【卷末資料】

陳情文書表

意見書案



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                 |       |                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-------|----------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 陳情第 2 号                                                         | 受理年月日 | 令和 5 年 6 月 5 日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 「学校における新しい生活様式を実現するための教職員定数の改善と、義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書」の提出を求める陳情 |       |                |
| 陳 情 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 薩摩川内市中郷一丁目 1 6 番 1 9 号<br>学校における新しい生活様式を実現する会<br>大井 陽一郎         |       |                |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                 |       |                |
| <p>子どもの貧困問題等が取り沙汰されている現在において、子どもたちが安心して生活する場である学校においても様々な取組をしているが、制度上や財政上の措置が必要なものもいくつかある。なかでも複雑化している業務により、多忙化している教職員の定数拡充は緊急の課題である。</p> <p>また、現行で 3 分の 1 となっている国庫負担率を 2 分の 1 に拡充することにより、自治体間の教育格差が生じないようにすることも大切である。薩摩川内市の明日を担う子どもたちのための教育条件の整備をしてもらいたいと願う。</p> <p>以上の観点から、下記事項の実現を求める意見書を地方自治法第 9 9 条の規定に基づき、国会及び関係行政庁へ提出されるよう陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>教職員定数の改善と、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に拡充すること。</p> |                                                                 |       |                |

発議第 1 号

学校における新しい生活様式を実現するための教職員定数の改善と、義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、学校における新しい生活様式を実現するための教職員定数の改善と、義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 7 月 6 日提出

提出者 薩摩川内市議会  
総務文教委員会  
委員長 坂 口 健 太

提 案 理 由

子どもの貧困問題等が取り沙汰されている現在において、子どもたちが安心して生活する場を学校において実現するためには、教職員定数を改善するとともに、義務教育費に係る国庫負担率を2分の1に拡充する必要がある。

ついては、国会及び関係行政庁に対し、学校における新しい生活様式を実現するための教職員定数の改善と、義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

学校における新しい生活様式を実現するための教職員定数の改善と、義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書（案）

子どもの貧困問題等が取り沙汰される現在において、子どもたちが安心して生活する場である学校においても、様々な取組をしていますが、制度上や財源上の措置が必要なものもいくつかあります。中でも、複雑化している業務により多忙化している教職員の定数拡充は緊急の課題です。

また、現行で3分の1となっている国庫負担率を2分の1に拡充することにより、自治体間の教育格差が生じないようにすることも大切です。豊かな学びを全ての子どもたちに保障できるように、下記の

措置を講じられるよう強く要請します。

記

学校における新しい生活様式に対応するため

- 1 教職員定数の改善を推進すること。
- 2 義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 5 年 7 月 6 日

鹿児島県薩摩川内市議会

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣

薩摩川内市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会

委員長 坂口 健太